

平成22年第1回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成22年 3月10日(水曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝 道 君	2番 榊 原 深 雪 君
3番 島 田 政 典 君	4番 井 脇 昌 美 君
5番 木 村 明 雄 君	6番 川 上 初 太 郎 君
7番 熊 澤 芳 潔 君	8番 高 橋 幸 雄 君
9番 矢 野 利 恵 子 君	10番 谷 口 二 郎 君
11番 後 藤 次 雄 君	12番 大 久 保 優 君
13番 高 道 洋 子 君	14番 菊 地 一 將 君
15番 吉 田 敏 男 君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	安久津 勝 彦 君
足寄町教育委員会委員長	星 崎 隆 雄 君
足寄町農業委員会会長	阿 部 正 則 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	田 中 幸 壽 君
総 務 課 長	大 塚 博 正 君
福 祉 課 長	堀 井 昭 治 君
住 民 課 長	中 鉢 武 美 君
経 済 課 長	鈴 木 泉 君
建 設 課 長	南 岡 雄 二 君
国民健康保険病院事務長	高 田 安 春 君
会 計 管 理 者	渡 邊 義 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	長 南 和 彦 君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 長	加 藤 和 弘 君
教 育 次 長	森 和 治 君

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	根 本 昌 弘 君
事 務 局 次 長	西 東 文 雄 君
総 務 担 当 主 査	山 田 弘 幸 君

議事日程

日程第 1 議案第 20 号 足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（文教厚生常任委員会）＜ P 3 ＞

日程第 2 行政報告（町長）＜ P 3 ～ P 4 ＞

日程第 5 一般質問＜ P 4 ～ P 4 6 ＞

高橋幸雄議員 P 4 ～ P 2 7

後藤次雄議員 P 2 7 ～ P 3 1

矢野利恵子議員 P 3 1 ～ P 3 5

井脇昌美議員 P 3 5 ～ P 4 6

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 3月5日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の報告をいたします。

本日は、最初に、3月2日の本会議で文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第20号の審査報告を受け、審議をいたします。

次に、行政報告を受けます。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

諸報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長からさきに送付をされました議案第25号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第15号）及び議案第31号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算（第8号）、平成21年度補正予算説明資料、平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算書についての一部誤りがあり、全ページを差し替えたいとの旨、文書をもって議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう差しかえることを御了承をいただきたいと存じます。

平成22年度足寄町一般会計予算書の218ページ、平成22年度特別会計予算書の157ページにつきましても、一部に誤りがあ

りましたので、差しかえをすることを御了承を願いたいと思います。

差しかえをする予算書等につきましては、上段に赤丸で表示をしてありますので、それ以外のものにつきましては、後ほど回収をさせていただきます。

議案第20号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第20号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号足寄町医師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第2 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

土地区画整理事業にかかわる訴訟等の現状について報告申し上げます。

平成22年1月26日開催の第1回臨時会において、建物収去土地明渡請求事件にかかわる土地の明け渡しの完了及び訴訟費用について御報告させていただきましたが、訴訟費用2万1,040円については、本日現在、未納の状況であります。

平成22年1月29日、建物の収去及び土地の明け渡しの強制執行に要した費用の額が確定したことから、釧路地方裁判所帯広支部に強制執行についての執行費用額確定処分の申立書を提出し、平成22年2月24日、債権者・足寄町代表者町長安久津勝彦に債務者・浅川雅巳は353万7,198円を支払えとの執行費用額確定処分の通知がされたので、平成22年3月2日、納付期限を3月19日までとした執行費用の請求を行いました。

次に、平成22年3月4日、札幌高等裁判所第三民事部において仮換地指定処分取消請求控訴事件の控訴人・丸山公嗣氏ほか2名にかかわる第1回口頭弁論が開催されましたので、御報告を申し上げます。

当日の審理は、控訴人の控訴状、控訴理由書の主旨確認と被控訴人の答弁書の陳述と証拠書類の原本確認を行い、裁判長から審理の終結が宣言され、判決言い渡しは4月22日午後1時10分とすることが告げられ、閉廷をいたしました。

以上、土地区画整理事業にかかわる訴訟等の現状についての御報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は、平成22年第1回定例会に当たりまして、学校現場における教育等について、3点につき教育委員会の所信並びに所見をお伺いするものでございます。

第1点目は、学校現場での「がん」教育についてでございます。

がんの病につきましては、生活習慣を見直すことで、発生もある程度抑えることができるとされているがんについては、教えてはという提案が各地の議会で提案されている状況にございます。

正しい理解の普及啓発の観点からも、重要であると考えるところであります。この点について教育委員会の所見並びに所信をお伺いするものでございます。

2点目は、裁判員制度と法教育についての件でございます。

小学校の社会科や中学校の公民的分野で法教育が教えられてございます。この目的は明らかで、重要な教育であることは論を待たないところでございます。裁判員制度を含めた法教育にかかわる所見をお伺いするものでございます。

3点目は、学校図書の実態についての件でございます。

この問題につきましては、平成21年第4回定例会で質問した際の答弁におきまして、毎年継続して図書の購入を行っておりますが、小学校では配置数が1万4,590冊、中学校では4,295冊と、まだ国の基準をクリアするに至っておりませんとの答弁でしたが、平成22年度の予算措置とその後における計画について、所見並びに所信をお伺いするものでございます。

議長（吉田敏男君） 教育委員長、答弁。

教育委員長（星崎隆雄君） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の学校現場での「がん」教育についての御質問でございますが、子供たちが健や

かに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切でございます。

また、子供たちがこうした生活習慣を身につけていくためには、家庭の果たすべき役割は大きいところですが、最近の子供たちを見ると、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。

こうした基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。

このような状況を見ると、家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域による一丸となった取り組みが重要な課題となっております。

この中で、生活リズムの向上につながる運動として「早寝早起き朝ごはん」が、スローガンとともに全国的に普及してまいりました。足寄町においても、子供たちの基本的な生活習慣の根幹となる本運動を取り入れて指導してきております。

さらに、生涯を通じた健全な生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図られるよう、学校と給食センターが連携して食育を指導しております。

今後ますます、みずからの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を身につけさせるための学習指導の取り組みが重要になってくると考えております。

現在、学校におけるがんに関する学習については、小学校では保健学習の「病気の予防」の単元の中で、中学校では「健康な生活と病気の予防」の単元の中で、それぞれ生活習慣病を予防したり、喫煙・飲酒・薬物乱用等の害から身を守る内容の中で触れられています。

教育委員会といたしましても、基本的には、児童・生徒1人1人が規則正しい生活習

慣の確立と、がんに対する正しい知識の習得に基づき、健康な生活を送ることができるようにすることが大切であると考えております。

2点目の裁判員制度と法教育についての御質問でございますが、法教育の定義としては、法律の専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育と言われております。

社会は、自分と他人の生命、自由、権利を互いに尊重することで成り立っています。そのためには、みんなが従うルールをつくり、それを守らない人には刑罰を課することで、お互いを守っていくことが必要であります。

このためには、国民1人1人が法や司法を身近なものと感じることが重要であり、能動的に参加していく気持ちが大切であります。

これを実践するものとして裁判員制度が導入され、平成21年5月21日以降に起訴された一定の重大犯罪が対象となっております。

裁判員制度の意義といたしましては、さまざまな社会経験を持つ一般人が加わることで、刑事裁判に国民の視点、感覚を反映すること。

事実認定や量刑の判断を通じ、国民が人権や社会秩序、社会におけるみずからの役割を考えるようになること。

評議・評決の過程を通じ、民主主義の基本を身につけることができること。

裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚を反映することで、司法に対する国民の理解と信頼が深まり、司法がより身近なものになること、と考えております。

この裁判員制度においては、幅広い層の国民からの主体的・積極的参加が求められるため、制度の円滑な実施を可能とするためには、将来、裁判員として裁判員制度を支えることとなる中学生に対しても、裁判員制度の意義や重要性を理解させ、みずからが将来の裁判員制度を担うのだという意識を持たせる

ことが重要だと考えております。

御質問の裁判員制度を含めた法教育については、裁判員制度が新たに創設された制度であることから、現行学習指導要領には裁判員制度そのものについての記載はありませんが、司法に関する記述部分で、「法に基づく公平な裁判での保証があることについて理解をさせること」と記述されていることから、国民が司法に参加することによって、国民の声が司法に反映されることになり、司法に対する国民の理解と信頼がより強まるとともに、国民が裁判員を経験することで、みずからを取り巻く地域社会の問題についても考え、問題を共有する意識をつくり上げることにつながるという裁判員制度の意義を学ばせることが重要であると考えております。

3点目の学校図書の充実についての御質問でございますが、文部科学省は、これまで全国的に学校図書館の蔵書について、その整備目標となる学校図書館図書標準を設定し、図書の充実を図ってまいりました。

しかし、平成19年度末現在でこの図書基準を達成している学校の割合は、全国の小学校で45%、中学校では39%と低い水準にあります。

足寄町におきましても、平成21年度末現在での達成状況については、小学校では必要標準数2万760冊に対して1万5,595冊、75%、中学校では9,600冊に対し4,787冊、50%となる見込みでございます。

平成22年度の予算につきましては、小学校では146万6,000円、中学校では66万3,000円を本定例会に予算計上させていただきました。

今後におきましても計画的に購入を進め、平成27年度で図書基準が達成できる見込みとなっております。

また、この間も巡回ブックポケット事業において、学校図書とは別に毎月1回、80冊を市街地を除く各学校に配置し、子供たちの図書利用を図っております。

今後も購入図書の種類により購入冊数は増減いたしますが、学校が必要とする図書の購入を引き続き継続的に実施し、図書の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で、高橋議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は今回、前定例会に引き続いて教育行政について一般質問をさせていただきます。

私が初当選したのは昭和50年、1974年でございます。当時、委員会所属は文教委員会でございまして、非常に教育についてはしっかりと勉強をさせていただきました。

今話題になっております札幌の衆議院議員の北教組の献金問題、その要因となっております資金の問題が北海道新聞に開示させていただきましたね。

当時1975年、私が2年目の年、北教組足寄支会から新制度にかかわる請願がございまして、当時を思い起こすと、もうありとあらゆる月刊教育雑誌読みあさっていたことが思い出されてございます。

新聞報道によりますれば、その資金額が五十数億円と、北海道教職員組合だけですよ、そういう状況にあるのは。あと全国は新制度を導入してございました。

当時1975年の段階でも、今、議員定数2分の1削減、あるいは報酬2分の1削減で名を馳せております元民主党衆議院議員河村市長、名古屋市長ですね、当時その名古屋市は、新制度特区に全国導入してございましたことが今でも記憶新たにしておりまして、その後、北海道教職員組合だけがその条件に合っていないということが明らかになっておりまして、お金やったり取ったりで、五十数億のうち30億ぐらいまだ北教組の会計にあるんでないかと、このように新聞、残りは供託されてきたと、こういう報道ございました。

私はそこで、その問題を今テーマに取り上げるのではなくて、今回の教育行政にかかわ

る一般質問を通じましてね、教育行政って何なのかなと、一般町民と何なのかなということをめり張りつけたいなと。

地方教育行政組織及び管理に関する法律23条の教育委員会の職務権限がございますよね。私はやっぱり教育というのは、何かその町に光るものがあるってしかるべきでないかなと。金太郎あめのようにみんな切ったら同じだということは、そういうことは私はどうなのかなという常日ごろ疑問持ってございました。

当時30年前、教科書裁判で有名な家永先生の裁判、教科書訴訟問題ございましたね、あのころから議員になる前から、非常に興味持って法研究して学習してございましたけども、やはりどうしてもまちづくりの中で教育というものは、何かハードな事業とか、福祉とか医療というのがどうしても先行されがちであって、どうしても二番煎じになってしまってるのではないかなと。

道内でも、過日の札幌段階の講演の中で大学の先生おっしゃってましたけども、行政委員会そのものが広域化して、例えば今の客観的状况からいけば、3町が今行政組合の消防、し尿はなくなりましたけど、ごみの関係を一つの広域行政でやっておりますね。教育委員会も監査委員も農業委員会も、つまり行政委員会の広域化の中で、仮にそうだとしたら、そういうことでも足りるんでないかという疑念が湧いてくるんですよ。

したがって、恐らくこれ独自の経済振興なら、外的要因があってなかなか単独ではできない面もありましようけども、教育だったら光るものがあるんでないかなと。

おとといのある民放番組で、今の金と政治の問題に絡んだコメントを、小学6年生が何人か出てテレビの民放に答えていましたね、その所見を聞くと、それに出演している政治評論家とか各政党の国会議員おりましたけども、我々よりもしっかりしたコメントをしてるなと、我々よりもしっかりしたコメント、むしろその方がコメンテーターとして公職

に来て座談会やった方がふさわしいぐらい能力あると。

私の経験則の中でもこういう経験則あるんですよ。東京の山手線に乗っております、恐らく小学校に上がらない、有名な私立幼稚園へ通ってるかどうかわかりませんが、その会話を聞いたときに、一般論からいえば、こませでしゃくれてかわいげがないなと思う反面、会話がですよ、我々成人男性よりもしっかりとしたトークをしてるんですね。やっぱりそのことは、やはりその教育というものの大切さがそういうことに出てるのかなという思いをするんですよ。

それだけに、この教育行政を担ってる教育委員会は、先ほど申し上げました金太郎あめ的なことではなくて、独自のやっぱり足寄町に誇れるようなもの、12月定例会にも申し上げましたけど、やっぱり足寄に誇れるものは何だと申し上げたら、やっぱりブルースカイの夏はですね、秋はもみじの映るオンネットだと、その次はやっぱり足寄の教育だというぐらいのやはりそういうようなことを醸し出さないと、教育行政としての価値は半減するんでないかなという思いしてるんですよ。

私が今本論に入る前に、答弁書もいただきましたし教育委員長のお話聞いてました。これワンパターンですね、もうちょっと深みがあるのかなって、これは私の能力でも書けるようなことなのかなと。

この答弁書は、学校現場の校長を初めとする諸先生方と、その御意見を得てこの今教育委員長が答弁した要旨には入ってるのかなと、その辺はどうかなということをもまず第1点お尋ねしたいんですよ。

それから第2点目、通常、先ほど23条の話をしました、24条の2では特例措置ってあるんですね。教育委員会が携わらないことが規定されてますね、ただし条件ついてますね。

スポーツも学校にかかわるスポーツではない、文化でも文化保護財の関係は違うよと、

それ以外のものについては町長が施策を構築することができるという法律が規定があるわけですね。それ以外はみんな教育委員会なんですよ、それ以外は。その場合についても、教育委員会の意見は聞くということにももちろんなっておりますけどね。

だから今これ出てるこの答弁書も含めて、本論に入る前で、その辺がどうなのかなということをお尋ね、明確にちょっとまず最初にお答えしていただきたいなという思いでお尋ねをさせていただきますけど、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

がん教育にかかわっての学校現場との話してるのかというお尋ねかと思っておりますけれども、教育課程の編成につきましては、各学校の中で編成をされるという状況の中でございますし、また、実際に教科内容、単元も含めて具体的に学校と協議したということは特にございません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私ね、答弁書見てみてね、今ここに、先ほど申し上げたように1期目は文教委員会に所属して、今ここ今年の8月ごろから、今、教育問題を取り組もうと思って相当お金をかけてね、前定例会のパカリア教育、つまり英語教育ですね、実践教育の話もさせていただきました。

そして次、来定例会も教育問題を取り上げるつもりでありますんで、その中で今この手元にある各地方公共団体の議会の論議、それから関係教育委員会の答弁があるわけですよ。

このがん教育も、私のがん患者になったからそういうことを申し上げてるのではなくてね、確かにこの答弁書に書かれてること、答弁されたことは、そのことは全く否定できないことではありますけど、もう少しきめ細かなすくみはあってしかるべきでないかなと。

通常、医師の免許のない学校教員が、がん教育の限度あるんですよ。本来教科書に規定されているような状況だと、本当に子供や児童、児童・生徒がそしゃくできるのかな、内容が本当にわかるのかなと。

私は来定例、この際申し上げておきますけど、次期定例会第2回は薬問題を取り上げる予定です。今回予定に入れようと思ったんですけど、2時間という制限ありますんで3点にさせていただいたんですが、別に教育長、メモしなくて結構ですよ。また来年ちゃんと通告して正規にやりますんで、御安心ください。きょうはお尋ねしません、通告質問外のことは私申し上げませんので。

したがってね、したがって、今そのがん教育というのは何で必要なんだということですね、やっぱりわかりやすい授業に、生徒からがんを理解できるような教育でないといけないんですよ。教科書の1ページに書いてるから、がんってこういうもんですよということではだめだと思うんですよ。

したがってね、したがって、やっぱり専門医を呼んで、専門医呼んで、スポーツ大会のね、足寄町の全児童・生徒集めたスポーツ大会のようにね、やっぱり専門医からきちっと図解説明をしていただいてやるぐらいの熱意でなければ、今答弁書にあるようなことだとすればね、私はいかがもんだらうかなと。そういう切り込みがあってしかるべきでないかなと。

学校現場の教員は教員免許持ってますよ、もちろん、中身はいろいろありましようけどもね。しかし、専門的な分野においては全く承知されてないと、そういう方々が教育しても、本当のがんに対する教育が学校現場でなされてるかったら、私はそうではないんでないかなと。

そのぐらいやっぱり切り込み入れてしかるべきでないかなと思うんですよ。その点についてどう思いますか。それは教育長、無理でしょうか。教育委員長、無理でしょうか。私が今提言してることは問題ありましようか。

今、新学習指導要領が出されてスタートしようとしてますがね、次のテーマは私は先ほど薬の問題、麻薬の問題、いろいろありますね。何か芸能人だけがピックアップされて、きのうもミュージシャンが逮捕されましたけどね、その問題を取り上げますよ。それから新指導要領で来月は土曜日の取り扱い、ゆとり教育から違った状況になりましたね、この問題取り上げます。

メモしなくて結構です、改めて通告しますから。そういう意味からいって、今のこの問題も、そういう現場の教育の取り込みは不可能なものかどうか、それについて明言してください。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

がんにかかわっての指導の範囲の中で、専門医を呼んで専門的に知識、教養を身につけさせるということ、これもまた大事なことがなと、このように思っております。

学校でのカリキュラムの中でどのぐらいの時間数を持てるかという問題もありますし、指導計画そのものの取り扱いについてもどう取り組んでいくかという状況にあるかと思えます。

当然専門的な指導ということになりますと、現場の先生では対応できないというのは、仰せのとおり専門医のお話をさせていただくという機会を持たなければならないだろうと、このように思っておりますけれども、いずれにいたしましても、時間数の問題、授業時数の関係も含めてどのような対応ができるのか、もし対応するとすれば、外部講師の派遣というような形の中で対応していくということも考えられるのかな、このように思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私は今のがん教育の取り組み方にね、学校現場の教師だけでは知識的にも不十分だろうと、児童・生徒も理解

できないだろうと。

それは今のカリキュラム、つまり一定の中でそのことを取り入れられるかどうかという時間的な問題もありませんけれども、今の教育長の答弁聞いてると、入れられるんでないかという、入れるというような断定的な答弁されてないんですね。

当然8番議員の指摘をいただいているごとく、このことは今年度中にも、人の命にかかわることだから、民主党政権は命を大事にしてるの、今、命を、命にかかわることだから、私みたいにもうがんになった人は別です、命にかかわることだから、早速にでも学校現場と協議し、そして私はね、やっぱりこのことはこのように思うんですよ。

授業参観日ありますね、公開の授業参観、保護者と一緒に聞けるようなこともあってしかるべきかな、そしたら親子が一体となってるね、児童・生徒だけでなく親子が一体となって専門の方のがんにかかわる教育を学べるんでないかな、認識を深めれるんでないかと思うんですよ。

前段の答弁もそうですけど、今私のこの御提言に対して取り組むということは、先ほども言ってませんでしたけど、考えられるのかなったら、場合によっては考えられないんだということも、普通はこういうところで言ったら、検討したいったらほとんどやらないということなんですよ。

普通あなた方座ってる答弁は、私35年の議員生活は、検討させていただきまます、前向きにたつて、今年やると言っていないと、ね副町長、そうですよね。それが普通の、だから私はね、そういう我々が議員としてパフォーマンスやってるわけありませんから、やっぱりあなた方はあなた方の、町長も町民から選ばれてる人だけど、我々もやっぱり町民から直接選挙で選ばれてる意味で、ただ一部の人が言ったということばかりを出すのではなくて、やっぱり全体的なとらまえ方の中で、どうあるべきかということを一問一答について申し上げてるだけですから、もう少し前向

き、前向きにというよりぜひ、当該年度は無理だけど次年度についてはきちっと取り組みたいとか、このことについて執行してまいりたいとかって、何かそのぐらいのこと言えないのかなと。どうなんですか、その辺、何か難しい問題ありませんか。

先ほどはどうですかと言ったら、いや、考えられるのかなと。私が提言してるのは、せっかくの機会だから、公開の授業参観のときに相あわせてね、児童・生徒と一緒にあって保護者の方もそういう機会をとらえてね、がんに対する一定の見識を深めることもよろしいんでないですかと、このようにまた申し上げてるんですけど、このことについてどうですか。先ほどと同じような答弁でしょうか、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 大変貴重な御意見をいただいておりますけれども、いずれにいたしましても、学校現場の中でどう取り組めるかということも含めて検討していかなくちゃならない、検討って、またやらないというお話でございますけれども、いずれにしても、本日の御意見をいただいて、学校と前向きに進められるように検討、検討というか、実施に向けて協議をしてまいりたいと、このように思ってます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ大体こういう公の場で言うときは、大体検討してる検討してる、任期終わるんですよ、大抵。検討してるといううちに、自分の公的な重い職についてる方の任期終わるんですよ。そして引継書に書くんですよ。

22年第1回定例会によって、がん教育に学校現場で教育を施すべきでないか、場合によっては公開の授業参観に保護者と一体となってね、専門ドクターの見識を広めてがん教育に掲げる教育をなすべきでないかと引き継ぐんですよ。私はそういうレベルでないと思うんですよ。

民主党政権はやっぱり命ですよ、やっぱ

り。即やれるべきことは、私がさっき申し上げたようにね、今の法規範、教育委員会の職務権限、地方教育行政の組織運営に関する法律第23条ね、この中でも明らかに第1項第5号であなた方教育委員会の職務権限があるんですよ。

私はよくわからないのはね、教育委員会という行政委員会は、全く学校現場の教育に全く携わってないということではないと思うんですよ。基本的には文科省が定めた、教育基本法も変わって、昨今の何年かで改正ございます、私は当時の古いやつを記録しております、改めて何日か前から、もう一回法律を読み直して見てるんですよ。

そういうことからいくと、先ほどから申し上げてるように、金太郎あめのように本別町も陸別町も足寄町も幕別町も、あめを切ったらみんな同じやるということを法律で義務づけてないと思うんですよ、そこまでは。

だから今私が昨年のお盆前から読んでいる専門的なことにおければ、やっぱり地方公共団体の教育委員会の独自性の事業というのがこういっぱいあるんですよ、きょう時間限られてるから全部開示するつもりは毛頭ありませんけどね、それは教育委員会の重職にある方だって御承知だと思うんですよ。

特に私はね、重要なのは、今教育委員長の星崎さん答申なさってますね、たしか私の記憶に間違いなければ、昭和61年度の臨教審答申の中で定められて、教育委員の選任は保護者を入れなきゃならないというように変わりましたね。

私が議員になったころそうでないんですよ。同一政党2分の1以上の教育委員の選任したらだめだと書いてる、同一政党。集まってみたら教育長からみんな民主党支持者だったり自民党支持者だったらだめだということの規定、今そういう規定、今でも残ってますけどね、改めて変わったのは保護者から選任ですよ。

保護者から選任ということは、在任期間を必ずだれかがということになりますれば、昨

年そういう方を教育委員に任命、我々議会も提案あり議決いたしましたよね。そうすると小学校1年生の保護者が、恐らく中学校は、本別中学へ行くことないと思いますので足寄中学と仮定した場合、これで任期9年で小学校、義務教育9年ですから、そうするとその方の任期は9年、3期ですよ。

仮によしんばあれですよ、ちょうど委員の交代期限がうまく重なれば、常に法の趣旨にのっとった選任のあり方はあるんでしょうけども、そうでない場合については、やっぱりちょっとそういう法の趣旨に照らわした選任できない可能性も出てくる、在任期間もさることながら。

だから私は今学校現場で求められている教育の具体的なあり方について、教育委員会が地教委としてきちとした施策を随時そのことを執行に移していかなければ、先ほど申し上げてるように引継事項になっていって、どこも引き継いで学校現場の教育が変わらないという事態が私は出ると思うんですよ。

私はやっぱり憲法上の段階で申し上げれば、23条学問の自由という憲法の規定ございますよね。だけでも学問の自由たって、義務教育まで選べないんです、先生のこういう地域性からいったら、先生も学校も選べないんですよ。

学問の自由って憲法でうたってたって、義務教育以上があればね、場合によっては父兄の負担もあるもんですからね、いろんなことは選ばれるでしょう。高校卒業すれば学問の自由も追及できるでしょう。憲法に沿った23条に基づいたことできるでしょう。だけど義務教育はそれができない。だから受け身なんだよ、常に、何ほ自由があったって。それだけに、行政委員会の果たす役割は私は大きいと思うんですよ。そうですよね。

今の私がフィードバック、つまり時代をさかのぼって小学校1年生に、1年生の教科書からずっと、私ずっとほとんど持ってる、今現時点で持ってますけど、僕は先ほどから申し上げてるように憲法上の規定からいって、

22条に職業の選択の自由は憲法で決められてますよって、私はだれをはばかりることなく、前定例会で申し上げましたけど、やっぱり学校の教師というのを私は何よりも尊敬する、よく国会議員の方は先生と、私は一度も呼んだことありませんけど、やっぱり学校現場の先生はやっぱり何といっても先生ですよ。

私が何もイロハのイの字も、1足す1もわからんのにきちっと教えて、それなりの話をこうやってできることに育て教育受けてくれたのは学校の先生ですよ。そういうことを思えば、そしてなおかつ学校現場のそういう先生をサポートしながら、あるべきうちの地域性に合った教育行政するというのがあなた方の担う力だと思うんですよ。

だから全く憲法で定めた学問の自由、いや、23条にあるんだけどなと覚えたって、受け身のためにね、あそこの町の教育委員会ならこんな教育（不明）だからきのうでしたか、町長とも英語教育の話を非公式の場でお話したことあるんですよ。

大体英語の中学校のリーダーほとんどやれば、普通は会話できるんですけど、ヒアリングどうしても、過日の定例会で言ったようにそれでバカロリア教育の話をしたんですけど、常に日本語、つまり国語以外はもうほとんどっていいくらい英語で授業やるよと、私立でも、大体私学から始まっていることは多いんですけど、公立もありますよと、今小学校も英語課程が高学年導入されると、我が町についてはカナダから招聘していただいていると、そういう意味での教育というのは、うち町の独自の教育もあってしかるべきでないかなということを上上げた経過ありますよね。

だから今振り返ってみたら、あのときあそこの町だって自分があそこの小学校、それから中学生でいれたら、こんなことを学べてこういうことを学べたのになって、もちろん私の能力もあるから一概には言えませんが、ただ一つは、受け身であり、そのことの

教育行政によって受ける児童・生徒の教育レベルというのは違うということははっきりこの際申し上げたんですよ。

先ほども一昨日のテレビ番組における小学6年生のコメントね、まず私ならあれだけのコメントできるかなと、政治評論家、国会議員たくさんいる中でも、あれだけのコメント、メンバー入れかわってその場面に構成した方がいいんでないぐらいしっかりとした答弁ですね。中には選ばれた人だけコメントしてそれだけ流してるんでないかという話、仮に選ばれてる人小学校6年生ですから、さっき小学生の東京の山手線の列車の中の話も引用させていただきましたが、それほどやっぱり学校現場なり教育行政の担うことは大きいと思うんですよ。

したがって、さっきから申し上げてますように、検討するというのではなくて、先ほど申し上げた教育委員の任期ということもありますし、子供はもう小学校1年生は、一般論からいくと二度と小学校1年生やることほとんどありませんよね。大学生は、留年して6年ぐらいいまでいれるんですか、それはあるかもしれませんがね、研究をまだ深めたいって大学に残る方、余りそんなものは大学院修士課程、博士課程は別としても、一般論はないですよ、余りね。

ただ小学校児童・生徒はそんなことになりませんのでね、それだけやっぱりしっかりとしたことをやっていただかなければね、今、今定例会に予算提案なってるもう本当の管理運営経費というのはね、さほど大きな数字ではございませんよね、さほど大きな数字ではない。

もちろん教育費全体の予算の中では学校の改築、そういう投資事業的なことももちろんありますから、全体には相当大きな要素を占めるけど、実際やってるのはそんな大きなことでありませんね。それは学校教育に限定したらまさにそのとおりであって、そんな意味では、これをどうしても即やっぱり教育委員会、私は通告して、もう1週間前から通告し

てるわけですからね、そういう意味からいきますれば、もう少しやっぱり学校現場ときちっとして、今の学習指導要領のカリキュラムの中では、今私が提言申し上げてることはまさに言いたいことは、質問者の言いたいことは、そこまでおろすことを多分言うだろうけども、学校現場としては時間帯で受けられないという、私はそんなはずないと思うんですよ。

それだったら、ほかの地教委でやってるようなこと、この次の機会に時間ありましたら、2時間の制限ですから、余りお尋ねして執行状況を開陳できないのは残念ですけどね、私はその辺もちょっとめり張りつけて御答弁いただけたらよろしいのかなと思います。何せ命にかかわることですから、いかがですか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

今お話にありましたように、どういった授業の中で取り組んでいくかということになるかと思えます。当然保健体育、保健の時間も活用するというのも可能でもちろんありますけれども、総合的な時間の中だとか特別活動の時間の中で、あるいは授業以外のところでも家庭教育学級を含めてそういった対応の仕方ができるのではないかなと、このように思っております。その辺も含めて、学校と協議をさせていただくということで御理解をいただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 時間の関係ありますんでね、この程度にこの問題についてはおさめたいと思えますけど、とりあえず命にかかわる、そしてもう少し生きた教育をやって、1足す1も大事だし、倫理道徳も大事だ、きちっと礼節を尽くすとか、一定の所見は述べたりコマーシャルめいたことの話言うけど、一番基本的なことができないということであってもいけないし、非常に真っさらの純白な心の中で小学校1年生から教育を施すこと

の難しさですよ。

それはあると思いますので、これは検討課題というよりも、即学校現場とで協議してね、だって、今いろんなテレビ報道の中で非常に一番私が一番不愉快に思うのは、政治と金の問題よりも子供の虐待問題ね。抵抗もできない、餓死をさせた、なさぬ仲の関係の父親だったり母親だったり、そういうことの中であの場面が一番、そこでこういうことを引用するのは不見識だとお叱り受けることを重々、言わせていただければ、場合によってはね、子供のとき飼ってた犬が学校から帰たらいなかったと、チロがいなかったって、その復讐をして保健所は厚生省だという犯罪を起こしたこと、私はこれ認しようと思いませんけどね、そんな犯罪は決していいことではないけど、そういう心の思いというのはやっぱり大事にしたいなということを随所随所に、それが教育でないかなと、こう思うんですよ。

私は1964年でしたかね、私の成人式、今先ほど申し上げたように、今教育問題を各公共団体どんな教育、地教委によって取り組んでるか、目下ずっと教育一本に絞って学習をさらにね、30年前に振り返ってまたさらに学習してる最中なんです。私はその中で前定例会にも教育長に申し上げたことあるんですね、あなたは教育委員に対してどんな思いを持ってますかということね。

大体今教育長、市レベルだったらあなたぐらい、私までいってなくてもあなたレベルの教育長が結構多いんですよ、年齢的に昭和20年代もその程度の方が多いですね。そのときやっぱり教育に携わる動機ってあるんですよ。

だから過般の定例会で申し上げたように、40人程度ずっといろんなことを、どういう思いの中で教育についたのかなというね、昔我々のころの一定の時期だったら、でもしか先生ね、高度経済成長期でもう非常に民間企業が給与も高くて、我々のころも学校出たてのころもそうですよね、公務員になる人が余

りいなかった。給与が全然違いましたね、ベースがね。民間企業によったら3倍ぐらいのこともありましたよね。金融機関だってつい10年ぐらい、バブルはける前までは、大体今の同じような行政レベルで学歴同じだったら、4割ぐらい増ですよ、年収からいくと。

でも僕ね、やっぱりさりとて教育現場というのは大事で、教師というのは先ほど申し上げたようなことを考えれば、やっぱりそれに携わる者が、やっぱり法規範もさることながら教育の思い、思いをいたすことというそういう理念がまた大事かなと。

きょう改めて聞こうとしませんけど、過日の前定例会では、町長は一定の教育執行方針にかかわることを答弁されてましたけどね、私はそういうことを聞くでない、それは私も頭の中に入れて承知してるんです。

あなた個人が今のおけるポジションとして教育に対してこんな思いで、まあ人事は動くからね、なかなかそういうことにならんことも事実でしょうけどね、そういうことの積み重ねが、教育行政にかかわるそれぞれの重職についての方がやっぱり積み重ねていくことによって、受け身な子供たちにいい教育を施せるのかなという思いで申し上げておりますので、その辺誤解のないようにしていただきたいと存じます。

次に進みます。次は裁判員制度と法教育の関係、確かに裁判員制度等については学習指導要領の中に入れてございません。入っておりますが、法教育というのは司法という関係で入ってますね。

これはしたらこの私が一般通告したのは、小学校の社会や中学校の公民、我々のころは社会科で公民なんていうのはなかったんですよ。それは後からできた分野でね、公民、社会科一般で我々は教育受けてます。

だけど三権分立から始まって果たす役割とか、一定のことは必ず1215年の大憲章マグナ・カルタが出てきたり、そんなことはつい1週間前のことを忘れてたら、顔わかってる

のに名前わからんって、傍聴に来てらっしゃる方は私そんな方がたくさんいるけども、昔覚えたことは、ほとんど頭の中にコンクリとして記憶として残ってデータがあるんですよ。したがって、何も見なくたって一定のことを申し上げます。

その中でこの法教育の関係は、今回学校現場でたまたま運悪く、運悪くかどうか私はよくわかりませんが、特定な労働組合を批判するつもりも頭ありませんけど、やっぱり学校現場の教員の組織の労働組合がああいう状況になって、それは今訴訟中ですから、このことをテーマにするつもりも頭ありませんけど、ただ学校現場で法律になったとき、そういう一般的な社会事犯、現在起こってる金と政治の問題とか、小学校の社会ではどうか、ただでも中学校の公民分野ではどんな教育を現場でなされてるのかなと、私は非常に重大関心事を持ってるんですよ。その論評は避けることなく、論評を避けることなく。その辺は御承知ですか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 現場における事業のあり方等かなと思いますけれども、特に指導内容等については、具体的には承知いたしておりません。

ただ、それぞれの教育課程の中で、各学校の先生方はそれぞれ社会なり公民の中で具体的な指導をしていると、このように押さえてございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） ここで、10分間暫時休憩をいたします。11時10分再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 先ほど御答弁の中で、全く学校現場の教育については全く承知されてないということの御答弁いただきまし

たね。私は意外だなと思ったんですね。

そのことが先ほどから申し上げてるように関係法規範の第23条の教育の職務権限の中の学習指導というものにどの程度入れないのか、聖域なのかどうかということですね。

そういうことになれば、別に教育委員会が、極論からいうと、学校教育だけではございませんよ、生涯学習からもろもろございすから、一概に言えませんが、本当に独自の、足寄町独自の教育なんていうのは何もできないことになりますね。

教育委員会の行政委員会としての見識が、学校現場はもう、こっちの機関、みんな学校の先生にお任せしてあるんだと、丸投げだという、そういうことは法的にそれ以上できないという状況なのかどうかね。

先ほど言ったこれだけ法的なことを、これほど裁判員制度もしかり、国民世論全体の中で法律というものに対して、場合によったら検察の横暴だとか、過日も帯広段階で、新聞報道だけしか承知しておりません、その場所に居合わせておりませんが、元検察庁検事の東京地検の検事の、今弁護士やってる方の御講演会か何かあったようですね、あの講演の要旨が新聞に掲載されて、一言一句承知を私自身してるんですけどね、彼の考え方は、テレビ等のコメンテーターの中でもね、同じ検察の中にあっても、全く意を異にした論調で言ってることも承知しておりますよね。

それだけに、今新聞報道を含めて法律というものがね、やっぱり法というものはどういうことなのかというこれだけなされてるのに、教育委員会教育長は専任ですんでね、全く承知なされてないということもちょっと意外だなと思ったんですよ。

それが答弁をされてるわけだから、それが事実だとしたら、学校現場の足寄町独自の教育なんか何一つできないなと、そういうことが今のちょうど審議会の中で行政委員会の広域化を叫ばれて、あるいは不要論を叫ばれてる、農業委員会も同じですよ、みずから一

定の執行行為なされてないことが、国全体の、あるいは地域との関係を逆に弱めてるんでないかなと、そう思うんですよ。

それは何もあなた方執行機関ばかり責めるんでない、議会そのものも、先ほど引用しました名古屋市河村市長さんね、独自のキャラクターであることは間違いない、元の民主党衆議院議員ですよ。

議会の議員の定数削減をうたって、75人定数だそうですが38人と、こう言ってるんですね。報酬も2分の1。けさの報道で生出演されてましたけど、私、中身ちょっと1から10までお聞きしておりませんがね、その理由について述べてましたよ。

そのことはやっぱりあなた方のことばかりでなくて、我々議会そのものもやっぱり問われてるんですよ、そういう意味では。今新聞紙上をにぎわしたら、もう議会の活性化であるとか、もう出ない日ないぐらいに出てますね。したがって、自分らのおける議会の状況を棚上げにして、議論して論じるつもりは毛頭ありません。私もそのとおりだと思って認識しております。

さりとて、今この場所はね、この場所はやっぱり行政委員会として執行に当たってる教育委員会に対しての一般質問ですから、先ほどの答弁でまるっきり丸投げ状態なんっていうことは、ちょっと私の予想だに、弔辞の台詞からいえば夢想だにもしなかったというのが、あるいは一般的にいえば想定外だったと、こういうふうに申し上げるのが適切なのかな、言葉の使い方として。意外ですよ、やっぱり。

今法律というものは、一定の法律をね、憲法23条に学問の自由もあるとか、そんなことは一つの覚えることよりも、本質的なことが大事なんですよ。基本的にはやっぱりルールを守るということですね、まず一つは。ルールを守るんですよということから児童・生徒に教える一つのことですね。中学校の公民にいければ社会事象だってあってしかるべきでないかなと。それが全く存じ上げて

ないということになれば、行政委員会として何の役割を果たすのかなって。

今定例の当初予算が出まして、それ相当の予算提案権は首長にしかございませんのでね、首長よりございませんので、だからしたがって先ほど言うような関係法規範の第24条の2では、場合によっては公共団体の首長も一定のことも、議会そのものも条例提案は可能なんですよ。その場合も、先ほど申し上げたように教育委員会の意向を聞くという前提条件は入ってますよ。

それだけに、やっぱり基本的にやっぱり教育にかかわることというのは、学校教育にかかわらず全般にわたってやっぱり大きな使命があるのか、場合によったら責務があるのかなというふうに私は認識して、意外だったんですよ。

先ほど私の体験則からいって、1964年の成人式、今でもこれ思い起こして、当時の教育長清水せいさくさんという方、知ってらっしゃる方いない、学校の校長先生で辞任されて、今傍聴されている西川静香氏なんかよく覚えてる方ですよ。非常に懇意にされた方で、私はあの成人式、今でも式辞をきちっと覚えてますよ。まあ、すごい辛辣な表現だなと思って聞いておりました。

その要旨はこういうことですよ。あなた方は、要するに北教組批判ですよ、わかりやすく表現すれば。故人になってますけどね、そういう教育を受けてきました、諸君はと、こんな感じですよ。

私はね、思想的にはそれほど右でも左でも何でもない、学習としてはね、政党でいえば共産党から旧社会党まで、あと中身いろいろと諸政党の勉強はしておりました。マルクス、レーニンからいろんなこと、学問としてはいろいろと研さんはしておりましたが、ただ、あの成人式の中で教育長がああいう式辞をするということは、あのころ満20歳のあの時期に、実際は19歳何ヵ月です、私、誕生9月ですからね、1月15日の成人式ですから、今でも覚えてますよ。

でも一方ね、この教育問題を約30年ぶりぐらいでひもとして、今、昨年のお盆以前から学習をしたときに、当時を思い起こしながら、それと同時に、今の現行の教育委員会の、あるいはそれを担う人方の一定の見識というのはどうなのかなということ、前の定例会にもお話し申し上げたんですね。

やはりすごいなって、やっぱり長期に携わってその先覚的役割を果たす人はすごいなという思いが頭の中でいっぱいなんです。一つ一つ指摘をすると5時間間ぐらいかかるから、2時間の質問しかありませんので、きょうは開陳いたしませんけどね、そんな意味からいっても、やっぱり教育委員会の先ほどの法にかかわる教育がどのようになされるか。

今これからマスコミ報道になされてる現状というものもね、そのことに対して国策捜査だとか、そんなことは別としても、事犯ぐらいはやっぱり御紹介をして、学校現場の中学校の公民の中ではやってるのかなということの思いがあったんですよ。

もう一本、裁判員制度の関係もしかり、確かに新学習指導要領の中にはこれは入ってません。だけど今今の状況からいけばあれですよ、一定の先ほど冒頭に御答弁いただいたような状況から推察いたしますとね、相当その関係のことはマスコミ報道なされてることも実態ですよ。だからそのことにもやっぱりある程度触れてしかるべきでないかなという思いをしてるんですよ。

当然触れてるんだろうなと、このように私は認識しておったんですよ。私、授業参観も、文教委員当時は授業参観もしたことありますし学校現場、当時、学校数も多うございましたけどね、2日ばかりで、単なる学校の営繕にとどまらず、そういう経験を持つてる立場、それから従来もそういう教育に関してね、能力のないほど勉強するんですよ。

能力のある方はもう頭いっぱいだから勉強しないんですよ。私の能力に欠けるもの、頭弱いわ、体も弱いわったら、もうどこかの同

僚議員でないけど、頭の弱い元気な子だけど頭よくないなと思っておりますんでね、そういう意味からいけますれば、やっぱりきちっとしてあつてしかるべき教育委員会のあり方はあるんでなからうかなと、このように思うんですか、教育長いかがでしょうか。私の言ってることが暴論なら暴論で結構です、断言してください。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 裁判員制度、法規制にかかわっての法律にかかわっての指導ということは、今現在、社会の公民の教科書の中で裁判員制度について記述されておりました、それに基づいて指導しているものと、このように思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 私が言ってる提言していることが暴論だとまで決めつけるような答弁ではないんですけどもね、極めて消極的な答弁かなとらざるを得ないんですね。

だから全国レベルの中でも、やっぱり議会あたりでも教育委員会の答弁をいうとね、やっぱりただ裁判員制度だって、こういうことでできたんだよということばかりでなくて、先ほどがん教育と同じように、専門の弁護士さん来ていただくとかね、やっぱりそれまで踏み込む、あるいは模擬裁判するとか、だから受け身の児童・生徒にしてみればね、そういうことが体験して卒業して上の学校へ行くものは、まるっきり体験ないでいくものと、全然私は温度差なんかもう相当あると思うんですよ。

自分の身に置きかえてみたらそのおりですよ。それはあなた方だってそのとおりだと思うんですよ。議会だって同じことね、模擬議会やるとか、十勝管内でどこか模擬議会やったところありますけどね、あるいは児童・生徒が議員席に着いて、議員が逆にあなた方の席に座ってやっぱり自分の思い、あるいは議員席に児童・生徒が座って今の参与席の方が答弁をすとかね、そのことによって

町にかかわり合いを持つ、町を先に未来つくるということの構想、夢というものが生きるんですよ。

あるいはね、裁判員制度で専門家、弁護士さんと呼んで、これも同じですよ、がん教育と同じで、全く資格のない、司法試験も通って一定の資格もない、教員免許しかないわけですから、だからそういうような裁判員制度を専門家にやることによってね、やることによって、将来私は弁護士を目指そうとか、ただそういうような社会制度体系を会得するだけではなくて、子供たちの夢が膨らむことってあり得るんですよ。

森次長わかるよね、あんた法学担当だからね。そういうことが夢膨らんでくるんですよ、そういう機会を与えることによって。単なる制度規範を教えることだけではないんですよ。

場合によっては、先ほども議会の話しましたけど、児童・生徒が議員席に座ってあなたの方に対して質問するって、将来は町長になりたいと、一定の学校を終えてUターンしたら私は先頭に立ってまちづくりしたいと、議員になりたいという人はどうか、それはわかりませんが、まあ国会議員ならあり得るでしょうけども、そういうような夢が膨らむんじゃないかって、そういうこともあるんですよ。

私はただ単に、そのことの現状の社会情勢をただ教えるというだけではなくて、そういうような牽引力にもなるだろうと。そのうちに、弁護士ってどういうことしたら弁護士ってなれるんですかと、そしたら自分の進路だって決まるんですよ、やっぱりそういうとこでまた。

私の記憶で、弁護士になった方は足寄町出身で、本別の方は何人か知ってるけど、足寄町では僕ちょっと余り記憶ないんですけども、安久津町長さんの御親戚ぐらいかなと思ってるんで、僕もちょっと精査不足で申しわけありませんけども、私の知ってる限りは余りありませんよね。

隣の町へ行ったらおりますし、もちろん今の上田市長だって幕別出身、札幌市長ね、いろんな方、当時今から十数年前だったら、片手に入るちょっとぐらいしか弁護士さん、今もう手足全部足してもそれに近いぐらいの弁護士開業されてますよね。

当時3～400人の合格が、今学位をずっと合格数を伸ばしたと、大学学院もつくったといういろんな経過、制度上の問題もありましようけどね、そういうやっぱり夢を膨らませる機会もあるんでないかなと、そういう意味では、ぜひやっぱり最小限度そのぐらいのことはね、私はやっぱりやってしかるべきだと思うんですよ。

そんなことも、ゆとり教育はできなかったけども、今度ゆとり教育から、僕は正直言って、民主党政権になって文教政策を正直言って懸念しておりました。具体的な理由は申し上げませんが、ただゆとり教育でなくて、今はもうきっちり、インターナショナルの学力落ちてますね、全体的にそのことによる弊害と申しましようかね、問われてますね。

この問題は次また定例会やりますから、この問題については次の定例会ね。きょうはこれで流すだけですから、何もメモしなくて結構ですよ、ちゃんと通告しますから。

私はやっぱりね、そういうことをやっぱりしっかりと、やっぱり足寄の町はこのようにやってるんだということをやったり知らしめる、また児童・生徒にそういう学習の機会を積極的に与えるということがあってもしかるべきでないかと。

この程度の、私言ってることはそれほど、がん教育も含めてこの程度、そんなにレベルの高い話じゃないと思うんですよ。それが何で、今参与席に座った教育委員会の方々が、きちっと張りつけて言えないのかなという思いを、情けない思いを今しながら御答弁をいただいておりますけど、どうですか、再度ひとつこの件について御答弁いただけますか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

お話しありますように、授業のあり方、持ち方の方法ということ論議させていただいてるのかなと、このように思っております。

より子供たち学ぶ者が興味を持って、あるいは意識、知識を高めていくというようなことで、今後とも指導工夫改善をしていかなきゃならないだろうと、このように思っております。

この点につきましても、学校側と十分に協議をしながら、前向きに取り組むように進めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それじゃあこの程度が大体答弁の限度かなと心得て、次に進みますね。

次に図書の関係ですね、これ図書の関係は、また私が通告してからあれですよ、状況はわかりました。北海道新聞で、私が別に北海道新聞に依頼したわけじゃないですけど、3月9日の道新に「図書購入予算化率5割」の記事大きく出てましたね。これは民放の放送でも出てるんですよ。

過般の定例会で、地方交付税に触れて森次長が答弁なさってますよね。どんな答弁でした、ちょっともう一度。21年の第4回定例会、もう一度復唱をして答弁してみてください。教育費に関して交付税の関係で答弁なさってましたよね、どんな内容でした。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

たしか私の記憶に基づきましてお答えいたしますと、交付税の算定の基礎の中に学校を単位とするもの、あるいは生徒を単位とするものというような基準の範囲の中で、それぞれ生徒数を掛け合わせて、あるいはクラス数を勘案して、図書費については76万7,0

00円だったでしょうか、それから教材費については233万5,000円、これはちょっと中学校かな、そういったようなお答えをしたかなというふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 全体の予算も触れてましたよね、いかがでした。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

図書費については、今ちょっと見ましたら、小学校につきましては98万1,000円、それから中学校につきましては76万7,000円、それから教材費等につきましては、小学校では433万9,000円、中学校では233万5,000円がそれぞれ地方交付税の基礎として算定されて、交付税の中に算入されてきているというふうに答えたいかと思えます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） それじゃあ、今回提案される当初予算も含めて3ヵ年の状況はどうですか。

ただいま答弁いただいた措置費との地方交付税の数値をお示しいただきましたよね、それを実際に実施しようとしたとき、総額と、それから19年、20年、21年、その辺はどうですか。年度別に19年から始まって、どうぞ。20年から結構です、20年から結構です。私の手元に20年しかありませんので、どうぞ。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） ちょっと不勉強でございまして、21年度分の交付税の算入された基礎数値については手持ちでございますが、19年、20年については今お持ちしておりませんので、残念ながらちょっとお答えすることできませんので。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 問題は争点にしてるのはね、それだけ措置されてますよと。この新聞報道の記事でもそうですよね、報道さ

れてるけども、報道されてる内容からいって、現実問題として対応の状況がね。

まず一つ、予算の分で片づけましょう。今手持ちに19年度ないと、20年度はあるんですか、20年度は。それで本来はすべきものでもって20年度は予算が幾ら提案されて執行されたのかね、その辺はどうですか、まず20年度から。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

20年度の図書費につきましては、小学校、中学校合わせまして120万3,450円を措置したかと思っております。

21年度につきましては214万1,000円を措置しております。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今21年度については214万1,000円ですよ、私の手元の資料からいって、当初予算68万あって、中学校費でないんですよ。21年度はゼロなんですけど、補正はされてるといって、どうですかね、こういうことからいけば、当初予算にはなかったですよ。どうでしょう。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） 21年度の小学校費の図書費につきましては145万9,000円を計上いたしまして、また、中学校につきましては68万5,000円を計上しております。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そうするとトータル的にいくと、先ほど交付税の関係でいくと、実際の執行率はどういう状況になるんですか。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） たびたび申しわけございません。21年度につきましては145万9,000円を予算計上し、それから中学校におきましては68万5,000円を計上しておりますので、交付税と比較いたしますと39万6,000円ほど上回っておりますかなということでございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） だけど今回の最初の答弁ではね、通告における第1回目の答弁では、あのような数字を示されてるんですよ。

現実問題としてこれどうなんですか、学校現場についても全く、北海道新聞の9日の日付の図書購入予算化率5割という数字があって、私は強調するつもりはない、私の通告が先ですからね。

だけど21年の第4回定例会でも申し上げておりますように、あれですよ、旧廃校になった中足寄小学校の図書よりも私の図書の方が多という状況からは、なぜこの状況を明らかに如実にあらわしてるんですね。

統合になったからもちろん学校はございませんけど、今通告における図書数答弁だって、50%になる見込みだということですよ。中学校では9,600冊に対し4,787,50%の見込みでございます、小学校では75%ということは、まだ25%は基準より下回ってるというは、これはもう数字的にも明らかでしてね、ここで問題になるのは、こういうパーセンテージばかり私はね、主力に取り上げて言うつもりないですよ、通常の業務と違って。本当に学校現場で、児童・生徒のためにそういう図書というのが必要ないという判断で学校現場で判断しているのかどうかということですね。

例えば備品購入費の18節予算だって、21年度ならパソコンの132万購入してますね、当初予算。どれだけ執行したか、私は決算まだ見てませんからわかりませんが、だからそういうことを例にとったとき、何が優

先されて、どういう形で予算を町理事者に提案すべくお願いしてるのか。

そして本来は、パーセンテージはマスコミ報道としてもあるけども、学校現場ではそんなに重きを置いてないんだと、もう今の状況で十分なんだと、中学校においといても、あと残り50%を基準どおりやる必要はないんだという判断に立ってこういう状況にあるのかどうか。小学校についても25%不足ですよ。

私は単なる数字をもてあそんで議論をつもり毛頭ないんですよ。本当に学校現場でそのことが必要性はないという判断に立って、こういう状況の経緯をたどる現状があるのかということですよ。

私はこういう考え方持ってるんですよ。本は人から借りて読むなという主義なんですよ。本は人から借りて読むなというんですよ。私は例えば自宅において何かの公用で、今ここにだれもおりませんけど、みんなリタイアされた方がいる課長さんがいて、こんなに読んでるのかいという感じですよ。必要ない本も買ってるでしょうと言わんばかりの言い方ですよ。

例えば一例を挙げますと、哲学の関係、カルトとかカントとか、一連の歴史的なね、中にはそれは先ほど申し上げましたような経済学者の本も、要するに世界の名著という本が出たことあるんですよ、それを全部買ったんですよ。そんなもの全部読んでるわけないんだ、正直言って。

けども本というものはやっぱり手元にあつたら、私、現状の中で、議会事務局へ来なくたって議会に関することはほとんど処理できるだけ、この間も公務出張へ行つたときに、1万円ほどちょっと買ってまいりまして、必要性があつて迫られて議会の関係購入してまいりましたけど、本って私はいちうもんだなつて、場合によっては「つんどく」だつていいじゃないかと。

なきや読めないんですよ。ただ、今はこういう時代ですから、ネットでいろいろ情報

を得てやる方法、手段はもちろんありますよ、一定のことはね。

したがって、そういうことからいけば、やっぱり学校だつて、そんなに図書ばかりそろえたつて、全然読書率も下がつていて、無用の長物になるという判断に立つて、そういうことの予算化率を低めて現状でいいという前提に立ってるのかどうか、その辺が私よくわからないんですよ。

したがって、私はこの予算化率の問題も、金科玉条のごとく手を挙げて大上段に振りかぶつて、予算化率が低いとか高いとかということも毛頭考えてはいないんです。

ただ、前段申し上げたようなことからいけば、やっぱり受け身の児童が、あることによって、少しでもやっぱりそういう読書をすることによって心やさしくなれるかもしれない、専門の教育をより深くおさめることができるかもしれないということもやっぱりあると思うんですよ。

ただ予算化率はどうだと言え、いや、町長に予算提案、町長が予算で切られたなんていう話はね、行政サイドの参与席に座つて、よくそういう理由言う方いらっしやるんですよ。

いやいや、議員の指摘ごもっともだつたよ。けど、それもう町長査定で落とされたとか、副町長査定で落とされたつて言う。最近そんな親しく話す職員の方いらっしやいませんか、最近聞いた話でありますけど、長い議員生活の中でそういう、私は全く不見識な話だつと思うんですよ。そういうことがあつたつたら。

限られた予算の中であつて、それはやっぱりよく議員だつて同じですよ、自分に困つたことを町民に言われたらね、いやあ、私だけ反対したんだ、みんな賛成なんだつて、これ一定のこの場においたときは、もう責任と義務はフィフティー・フィフティーで負つてですよ、やっぱりね。そういうことはやっぱり認識しなきやならんと思うんですよ。

だから私はやっぱり、私がちょうど先ほど

もちょっと開陳させていただきましたけど、あれですよ、1974年に議員に就任して教育問題を取り上げて、たまたま今の主任制度問題、今北教組の資金の関係がある預金が30億以上あるなって、やっぱりとったりで預金が残って、国に供託二十数億って言ってますね、そのときの審査するため、やっぱり一定の見識が必要だって夜中の12時ごろまで委員会審議やったんですよ。

その後、文教委員から外れてから、今度2期目は僕、議選の監査委員だったから、みんな先輩の方がお退きになりました。そうなる教育だけでなくやっぱり財務、法規範全体に、町の職員より監査受けるより自分が見識ないったら、チェックなんかできませんでしょう。

ただ、当時幸いなことに行政監査が法律的にできませんでしたから、私が退任後、行政監査が法に認められて監査制度が変わったのが。まして行政監査なんたらもう、実態の事業からすべて決算委員会の中で議会の中でこう、変な指摘すると、議会の決算委員会の中で分科会をして職員呼んで、何でこんなこと、いや、監査委員に指摘されたんだという例もあったんですよ。

極めて不見識な見識のあり方、すぐ執行に、指摘されたらそういう執行変えますんで、そういうことあってはならんということですね、それ以来それをずっとやっていったものですから、教育行政はもう、今残り1年はきちっとやるためにやって今お尋ねしてる経過あるんですよ。

そういうことからいきますれば、この予算化と必要性の問題と、それをきちっとリンクしてね、この公の席できちっと明確に述べるべきなんですよ。

だから、ただ、先ほど答弁いただいた2点目の答弁ですが、学校（不明）というのが全くわからないと、予算のときだけ要望をもらって配当予算して教材やってなんて、それだけだったら私はいかがなもんだろかなと思うんですよ。

学校教育全般にわたってもうちょっと独自性を出さないと、意味がなさないんでないかなというのが私の考え方なんですよね。だから特にこの図書購入に当たっての実態をちょっと教えてください。御答弁を求めます。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

学校図書の充実にしましては、平成22年度の予算で211万2,900円ほど予算計上させていただいておりますが、この中身につきましては、既に学校との協議を行って、それぞれ購入する予定の金額ということで計上したものでございます。

先ほどから御質問の中でございました、なかなか充足率が100%にならないという件につきましては、従来、かなり古くなった本を廃棄処分していた関係で、買う分と廃棄する分と差し引かれますものですから、どうしても充足率が思うように伸びなかったというような経緯もございます。

そこで、昨年度から学校と十分協議いたしまして、買う図書の中身につきましても精査して購入することといたしております。

また、学校でどのように活用されているかというような御質問かと思えますけれども、学校でそれぞれ朝読書を行ったり、あるいは高学年が低学年に読み聞かせを行ったり、あるいは昼休みに読書をしたりというようなことで、かなり頻繁に図書を利用してもらっております。

また、この点につきましても、21年度の読書コンクールで、小学校では生徒数350人の中から328点という読書コンクールに対する応募がございました。また、中学校におきましても生徒196人の中から184点という応募がございました。

こういったことを見ますと、子供たちが学校でそれぞれ図書を有効に活用していただいているというようなことかというふうに思っておりますし、また、学校訪問の際もそのよう

にお伺いしております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 学校現場と学校現場では、この予算化率の問題についてどういふとらえ方されてるんでしょうか。9日の新聞報道御承知ですよね、当然ね。この問題をどのようにとらえて学校現場でいらっしゃるのか、その辺についてどうなんでしょうか。

それともう一つは、今廃棄の話も出ましたけども、これ18節予算で支出してますよね。そうですね。そうすると備品扱いですからね、一定のその辺はきちっと精査されて、だれがどのように管理をして、その意思決定、備品台帳登載から削除するという形に、廃棄になりますればね、その辺がどうなのか、この2点いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

学校の図書をどのようにとらえておるかという御質問でございますけれども、学校の方からは、予算措置上、本来ならば早々に100%になればよろしいんですが、やっぱり子供たちが見るといふようなこと、読むといふようなことを考えますと、年次的に入れていただいた方がありがたいといふようなことで、それぞれ学校の方から、今日ちょっと手持ちに多少ございますけれども、こういった本を購入したいといふようなことでリストをいただき、そしてそれを備品台帳に整理して、そして管理しております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 廃棄の意思決定はどうですかとお尋ねしてるんですね。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） 廃棄の書籍につきましては、もう全く利用がないといふようなこと、それから購入後かなりの年数が経過しているといふようなもので、そういったものを何冊かずつ廃棄、今までは廃棄してま

いりました。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） どなたが意思決定してるんですかとお聞きしてるんですよ。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） 最終的には教育長でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） そうすると廃棄は教育長がやってるということですね。今の現状をずっと答弁を聞いていますと、この予算化率、充足率の関係はどこまでいっても埋まらないですね、この状況でしたら。先に向けてどの程度になったら埋まるのか。

ただ一つ考えられるのは、こういうこと考えられるんですね。廃棄をしなかったら埋まっていくんです、それは。廃棄と同じようなものだけまた購入してるんなら、どこまでいってもこの充足率は高まっていけないんですよ。

さりとて、一方でね、全く現状にそぐわないようなね、例えば私事で言わせていただければ、議員になる前から一定の議会の関係調書を全部読んでね、1期目でほとんど地方自治法も含めてそしゃくした、それから2期目で監査委員になったから今度財務、法規範もやった。

ただわからんのは、技術的なことはね、よその町の技術屋さんにいる聞いて教えていただいたと、そういう経過ありますけどね、ただ一つ言えるといふことはこういうことなんですよ。今買った私が30年前の本より地方自治法、相当変わっちゃって、もう使いものにならんですよ。解釈論は変わらないんですよ。法規範そのものは変わってるんですね。

そんなこと一々取り上げてたら、午前中で終わりますから、あと7分か8分我慢してください、午前中で打ち上げますからね、もう少し辛抱ですよ。そのことを言ったら、解釈論はあるけども法規範上は使えないんです

ね。

今地方自治法、地方分権改革推進法が出されてますから、地方自治法そのものも変わってきてるんですね。だから今も盛んにどんどん変わっていくやつを全部入れてね、だから監査制度と同じなんですよ、もう。

さっきで行政監査できない、できるようになった、守秘の義務がないのが守秘の義務できたとか、地方公務員と同じに、それでどんどんどんどん今の時代のニーズに合わせて時代の流れの中で法規範というのは変わっていくんですよ。

憲法のように法の社会化をしてくという広義解釈はとらないんですよ。法の社会化、法の社会化、わかりますね。これになって例えば憲法9条だって、解釈論変わりますね、政権政党、あるいはいろんなことによって。憲法は改正にならなくてもいろんな解釈、自衛隊法が一番顕著で一番わかりやすい説明ですね。

だけど例えば地方自治法のような特別法なんていうのはやっぱりどんどんどんどん変わっていくから、それをきちっと押さえてかなきゃならんですよ。

そういう図書は当然もう置いといても無用の長物になるんですね。在庫の充足率は高めてるけど、実際は児童・生徒に読んでいただいても、逆に読んでいただいて困る場合も出てきますよね。もちろん本が読んで読んで、もう図書そのものに摩耗がしてやると、これはもちろん当たり前の原理で、それがまた必要だとすれば、同じ本買わざるを得ないということありますけどね。

だけど現状の中でどの程度いったら、今この図書というものに対して相当、先ほども作文コンクールの話も引用されて、相当活用されてるといってお言葉披瀝されてましたんで、だとすれば、一定の中でやっぱりあってしかるべき措置が必要なのかなという思いをいたすんですよ。

だから結果的に今の段階では、やっぱり中学生50%だ、小学生ではあと25%、残り

がですよ、それが欠如してるということになりますれば、こういう今の状況から踏まえたら、どういう状況でそれが目的を果たされるのかなど。

そして一方で予算との絡みからいけば、現状の状況にあるのはやっぱり予算の絡みなんではなかね、基本的には。そのように私はとらえてよろしいんですかね。予算措置の関係だというふうに認識してよろしいんでしょうかね、どうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

教育次長（森 和治君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、いつまでたってもなかなか100%に達しないんでないかという御懸念でございますが、毎年、22年度と同じようなベースで、例えば210万ベースで図書を購入する計画ではございますが、このままいきますと、小学校では6年目の平成26年に100%に達する見込みでございます。

ただ、中学校が100%に達するのは、7年目の平成27年になろうかと思えます。

その間、図書の廃棄につきましては、購入冊数の5%から10%ぐらい廃棄が出るという予測のもとで計画を立ててございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。そういう目安が示されることが一番いいんです、公の席でね。

だけど残念なから次長もことし退職ですよ、それを見通すことができませんね。そのことをきちっと責任持って執行できないのが残念ですね。教育委員さんは任期全くありませんので、どんどんどんどんそれを、また私も、そのことに確認できるかどうかについても定かではありませんけど、わかりました、それもまた残念なことになろうかもしれませんが、これはぜひ確認したいなと思っておりますけどね。

それでは最後に、あと残り3分50秒ぐらいの時間使わせて、今、全体のこの3件を進

めて、教育基本法の13条御存じですよ、教育基本法13条。これはつまり学校現場だけでない、地域から父兄から連帯して、その条文がどうなんだって、そんなやばな質疑はいたしませんから、精査した上で、一般質問ですからね、そういう一定の法の求める学校現場においては、やっぱり私は民主党のことをどうのこうの言うつもりないんだけど、民主党のように学校マニフェスト、やっぱり学校独自のマニフェストがあってしかるべきでないかなという思いするんですよ。

よく昔、我々文教委員当時、以前にも予算総括質疑か何かで申し上げたことがありますけども、造詣の深い先生が特定の者にね、そうすると教材として、あるいは備品として教育委員会に申請して、予算化して一生懸命やるんですよ。学校教職員は転勤ございますね、そういう先生が転勤したら、体育館の外に転がってるんですよ、大体そういうパターンがどうございますね。

だから問題は、その辺を地域一体にして、その辺の活用のあり方等もね、それはそれでそのとき来た専門のオーソリティー的な、スポーツだって同じですよ、今足寄中学校の校長は何というか知らんけど、前校長ですよ、前に足寄中学に赴任されてましたよね、校外活動一生懸命やられて、いろいろと組織的にはいろいろあったように私は承知してますどね、そういうこと抜きにしても、やっぱりそういうオーソリティー的な権威的な方が来ると、その分野は伸びていくなという思いしてるんですよ。

だからそういうことで、その点やっぱり教育長あたりもその道の一分野のオーソリティーだから、それはそれで伸ばしていただけるのかなと。また、元のオリンピック選手候補も今教育委員会にいらっしやいますよね、こそのことがどういう形の中で現場で伸びるのか、私は楽しみにしてるんですよ。

だからそれはやっぱり先ほどの備品も含めて全体的な今教育基本法13条の話を持ち出

したのは、そういう地域的な、学校ばかりでなくて職場から父兄から地域も含めて連帯感を保つというのは、そういう意味でのやっぱり学校マニフェスト、これ今私これ手元にあるのは、愛知県の犬山市の犬山北小学校の校長先生のリタイアされてる先生でね、提言を読んで、これはいいことだなと。

私はただこの一般質問について、いろんなことを時間の関係上披瀝できないのが余話私んですよ、披瀝する場所はございませんので。だけど具体的にはきちっと、反問権あったら私は適切にこうほととんど頭の中にたたき込んですることはありますんで、一般質問をするからには。

具体的にそんな町村、公共団体力あるんですよ、私はずかしくって、私はきちっと明確にお答えを、反問に対してお答えするだけの用意はあるんですよ。

だけど質問時間限られておりますんで披瀝は、反問前に披瀝するということは、時間に限りありますんでやめますけどね、そういうやっぱり学校マニフェスト的なものもきちっと、やっぱりそのぐらいの独自性をね、やっぱり先ほど教育委員会全体のことでも申しあげましたけども、学校現場全体もそんなこともあってしかるべきだなと、このような思いがあるんですけど、その点について最後の質疑で、これで終わりますんで、午後からはありません、また持ち時間まだ23分あるんですけど、気が変わらん限り、ちょうどこれで終わろうと思っておりますけど、御答弁をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

学校そのものを学校だけで成り立っていくわけではないと、このように思っております。家庭、あるいは地域との連携というものも大変重要だと、このように思っておりますし、学校自体も開かれた学校ということを目指していかなければならないと、このように思っておりますし、そのようにしているつもりでござ

います。

マニフェスト等につきましては、貴重な御意見をいただきましたので、まさに検討させていただきます。

議長（吉田敏男君） 昼食のため、1時まで暫時休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

8番高橋議員の一般質問の続行をお願いいたします。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今回の定例会の一般質問に当たって、学校現場にかかわる3点のお尋ねをさせていただきました。

まあ答弁を聞いてますとね、もう少し踏み込んでいただけないのかなという思いもありますし、しかしながら、質問のための答弁であるというような無責任な発言もできないのかなと思いながら、しかしながら、3点について思えることは、もう少し学校現場ときちっと協調しながら、先ほど教育基本法13条の話を申し上げましたけども、もう少し地域連帯感を含めた中でね、あってしかるべき施策があるのかなという思いもしております。

そこで最後に、そういうことを踏まえた中で、もう少し教育行政委員会としてのあり方なり、それから一定の行政施策の進め方なりもね、先ほど答弁から聞いたら、何か学校現場のことは学校現場でもうお任せのスタイルのようなことが、法規範上そういう状況でなきゃならんのか、私はちょっとそういうふうには理解はしてないんですよ。

先ほどから申し上げましたように、全国各地教委の学校にかかわる校外学習とか、もろもろのことが披瀝するたびにね、そのことを精査してる関係も含めて、もう少し執行上食い足りないのかなという、こういう思いをしております。

そこでその辺の総合調整なり、教育委員会

としての我が町の教育行政の意思決定をする機関としての考え方はどの辺にあるのかなって。

例えば本別も陸別も幕別も池田もみんな同じでというようなね、午前のお尋ねの趣旨にもございましたように金太郎あめ式なことではないだろうかと、やっぱり何か光るものがあったり、うちの町で教育を受ける、よりよその町より受ける子供たち、児童・生徒があるべき姿の施策があってしかるべきでないかなと、こんな思いをしてならないんですよ。

そんなことも含めて最後に一つ、もうこれ以上質問はいたしませんのでね、最後の質問としたいと存じますが、何か今回の一般質問においてそんな気がしてならない思いがいっぱいなんです。その辺について御所見いただければひとつ。

まず一つ、3点目の図書購入については、一定の年次も示されて一定の進むべき道があったのかなと。

がん教育については、やっぱり専門ドクターのことも踏まえた中で、前に言った保護者も一体となってそういう教育があってしかるべきかなと、そんな一連のカリキュラムの中にあってもしかるべきかなという思い。

それから、2点目の法教育についてはね、現状はやっぱりまず一つには基本ルールを守るといふ、子供のころからそういう基本ルールを守るといふ一つの戒め的な、あえて言えば常識的なことを教えてあげればね、児童・生徒あたりも、また社会人となったとしてもやっぱりそういうことがあるかなと。

あるいは、先ほど申し上げたようにそのことによって、いや、あんなドクターになりたいとかあんな弁護士になりたいとか、そういうまた違った意味での2次的な夢の膨らみがあるのかなと、こんな思いをしてるんですね。

図書に至っても、やはりあるものは読めるんですけど、ないものは読めないんですよ。中には、児童・生徒の中でもインター

ネットを使って検索して学習してる方もいるかどうか、私は承知しておりませんが、一般論から言わせていただければ、やっぱり学校現場にあるものはすぐ読めると。

これは先ほど答弁いただいたように、本当にあれですよ、作文コンクールの出品数、児童数との絡みで数の関係、相当やはり図書というものに対するの定着し、なおかつそれだけ生かされてるのかという思いもしてますよね。そういう意味からおいても、やはりしかるべきことがね。

きょうは一般質問の題材にしたように教材の関係には触れませんが、自分の経験則から言わせていただければ、理科の実験だって、それ相当のやっぱり器具がないと、いろんな実験ができないということもあり、図書にとってもやっぱりそういうことが言えますよね。もちろん副教材等もありますけど、そんなことをもう少し深みがあったらいいなという思いをしてならないんですよ。

だから間違っても、町長査定や副町長査定で落とされて予算つかなかったでなくて、やっぱり計画的に、ある今の現状を踏まえて、先に向けていかにあるべきかというそういう計画性があるべき。

図書については、まあ26年度、27年度という年次が示されました。そのときで確認できるかどうか、生存の問題もありますからね、命のあることですから、それはわかりませんが、ただ、そういう一つの公の席で意思表明することによって一つの目安がついたのかなと、こんな思いをしております。

それと同時に、今回、教育委員会次長森次長については、次回の定例会において私は教育行政についてまた一般質問することを何点か申し上げました。それは公約どおりまた質問させていただきます。それに加えてやらせていただきたいと。

大体3点したら限度なんですよ。普通は2点ぐらいなんですけども、もう1点まだ用意して頭の中に張りつけておりますのできち

んとやって、そのときに森次長が退職なさって第2回定例会にいないと、非常に残念きわまりないと思いますが、それと同時に、長い間の町職員生活に本当の御労苦を申し上げて、いろいろと御厚誼に感謝したいと思えます。

以上、最終質問で、最後に教育委員会の責任ある一つの御所見をいただいて、一般質問の終わりとさせていただきますと存じます。どうぞ強いアピール声明をお願いしたいと思います。

何か教育長、最近何か私と同じで弱ってるような感じで、あなたのようなスポーツマンが、見た感じ非常に暗いんですよ、参与席に座って。あなたは昔そんなでなかったんですよ。オリンピック候補になったかどうか、私は余りその辺は承知しておりませんが、ただどいずれにしてもちょっと暗いなと。

そんな教育行政を携わる者が、遅刻して大臣がにこにこにやにやしておられて、何にやにやしてるんだってお叱りを受けた経過が参議院委員会で一つありましたけど、それと全く違って、もう少しさわやかに、あなたの持つ感性を醸し出して行政執行に当たっていただきたいなど。

これ以上続けると、ちょっとしたらちょっと病気が悪くて、それ私によって進んだらとお叱りを受けていただいても困りますので、この程度におさめたいと思います。それでは最後に強い決意を最終答弁してください。

議長（吉田敏男君） 教育委員長、答弁。

教育委員長（星崎隆雄君） 高橋議員の一般質問の中にありました子供のがんについての問題であります。やはり小学校の保健の授業の病気の予防の中にあるような飲酒の害や喫煙の害、それから薬物乱用などのことを教えているわけですが、やはり最終的には、正しい知識を教えることが重要なと思っております。

また、法につきましても、小さいうちから社会的なルールである法について学ぶ教育

は、未来の社会を担っていく子供たちの自覚を育てることであり、法教育こそが裁判員制度を定着させることに欠かせない条件だと思っております。

また、足寄の子供たちは、元気いっぱい、十分あいさつもできると思っておりますので、これをひとつ中学校における六つの自慢のような形で足寄町ができるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（吉田敏男君） これにて、8番高橋幸雄君の一般質問を終わります。

次に、11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 一般通告書に基づいて質問をいたします。

森林害虫マイマイガ対策について。

森林害虫マイマイガは、平成20年7月下旬から8月いっぱいにかけて町内で成虫が大量に発生し、市街地や農村部も含めて飛び回り、街路灯や壁などに産卵し、たくさんの死骸を散乱するなど、不快・不衛生な環境をもたらし、平成21年度も防除対策として放水による駆除、町の中心部の街路灯を水銀灯に、水銀灯からナトリウム灯に切りかえや、各自治会などもいろいろな有効策を考えて協力体制を図っていますが、しかし、昨年の状況を見ても、まだまだ成果が上がっているとは言えないと思っておりますので、平成22年度は足寄町としてどのような対策を立てていけるのか、お伺いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

森林害虫マイマイガ対策についての御質問でございますが、マイマイガの異常発生は、周期的に繰り返され、2～3年経過した後終息に向かうとの情報もありますが、昨年は、自治会等の要請により投光機による駆除及び街路灯の消灯によりまして、マイマイガを拡散させない等の対策をまいりました。

平成22年の発生につきましては、現段階

では予測不能なことから、広報等の媒体を利用してマイマイガの幼虫駆除等に対する対処方法等の情報提供を行い、成虫の発生時期には、自治会等から要望があった場合には、昨年に引き続き投光機による駆除、さらには導入を予定しております高圧洗浄機の貸し出し利用により、駆除を行う計画であります。

過去の状況から見ましても、発生が広範囲であり、一時的に集中することから、平成20年度から町内の街路灯及び公園管理の水銀灯をLED灯11基、ナトリウム灯197基、環境配慮型水銀灯5基に変更しており、この効果の状況を見きわめながら、照明器具の変更・拡大を検討してまいりたいと考えております。

また、今定例会に補正予算におきましてはLED灯9基の導入を計上、平成22年度予算におきましては高圧洗浄機2台の導入を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、マイマイガの駆除につきましては、町民の皆様のさらなる御協力をお願いしたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、後藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今、20年、21年の対策等については御回答いただきました。

ただ、この中で問題なのは、2～3年ということになってますけども、これもはっきりした技術的・科学的に証明されてない中で、特に去年は、例えばネイパルあしよろなんかの街灯ですか、あれを全部消したことによってやっぱり町中に集中してると、そういうことが事実あったんですね。

そのために一部の市街地、市内の中では消灯と、これを実施したんですけども、この部分でやっぱりいろいろ問題あるんですね。

例えばこれ防犯の関係からいっても、やっぱり暗い中であるということになると、こういう例がちょっとあったんですけど、あるところで、暗くしたものですから学生が何人が集まって、やっぱり暗いものですから、がやがや騒いだということも2～3例ありました。そういう例もありました。事実ですね。

それともう一つは、そのことによって、それから市内の中を消したことによって、夜、お年寄りが歩くときに、もう道がかなり暗くて大変足元が不安定になるって、そういう指摘もあります。

それで行政なりに努力して、先ほど答弁あったとおりいろんなところで11基だとか、ナトリウム灯197基だとかつくってるんですけども、これはどこどこを中心にして去年こういうことを実施したのか、できれば、簡単でいいですけども、ちょっとお知らせお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） どの場所って、お宅までは述べませんけれども、どこどこ方面ということではよろしかったでしょうか。

このLED、ナトリウム灯、それから環境配慮型水銀灯、合わせて213基になると思いますけれども、これにつきましては平成20年度から21年、2カ年にわたって行ってございます。

それでナトリウム灯の関係なんですけども、御存じのように今、開発によりまして国道の拡幅事業を行っておりまして、既存では120基あるんですが、これを74基にするわけですけども、それをすべて修繕を凶った後は、ナトリウム灯に変更してございます。

それから、ここの阿寒街道というんですが、一昨年度におきましては開基100年事業が行われましたので、その際に、いろいろとイベント等に参加する方にとって不愉快なことが起きないようにということで、急遽なんですけれどもそこについても行って、その

阿寒街道33基になりますけれども、それから242号線、山崎スタンドさんから、それから高橋パーマ屋さんまで33基、それから公園ほか4基ということで緊急対応をさせてもらっております。

それから、21年度になりますけれども、南2条通ございまして、道銀さんから焼肉亭さんの間、それから丸三食堂さんからニレさんの間、それから緊急的ということでも26基行ってございます。

それとあわせて、昨年ですけども、6月補正にてお願いした部分ですけども、74基分も行ってございます。南1条通川村写真館さんから町立病院の駐車場まで17基、それから熊の子さんの駐車場から丸三さんまで6機、それから南のセイコーマートから吉田タイヤさんの間で14基、両国橋から福井旅館が15基、足寄公園から足寄橋まで6基と、それから下愛冠の1丁目、4丁目になりますけれども16基ということで、すべて行ってございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それで今見てみると、主要なところはやってるんですけども、ただ、もともと町の中で一番人通りの多いところ、これ今を見るとやってないところがあるんですよ。

それで、実際に水銀灯からナトリウム灯にしたことによって、マイマイガが本当に3分の1以上減ってますね。やっぱりそこつかないですから、ナトリウム灯には。

だから、そういう結果がそちらの方で調べてるのかどうか分かりませんが、やっぱりそういうことからいっても、恐らくことしまた発生すると思いますので、今やってないところをですね、先ほども予算の中である程度見てるとい部分もありましたけども、ぜひ研究をしてもらって、そして先ほど言ったみたいに防犯にも関係あるわけですからね、ぜひそういうことでやってもらいたいなとい

うふうに思ってます。

それからもう一つは、これ水銀ランプからナトリウム灯にしたということで、これは例えば、どこどこ通りをこれは全部一緒の例えば100ワットなら100ワット、200ワットなら200ワットにしてるのかどうかね、それともこの通りは例えば50ワットにしてるのか、この通りは150にしてるか、そういう統一してやってるのかどうかも含めてちょっとお聞きしたいと思えますけど。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） LEDにつきましては、数は少ないんですが、11基ということで書いてありますけども、これにつきましては40ワットということで統一をさせていただいております。

それから、ナトリウム灯の197基につきましては、これまで270ワットということで統一をさせていただきます。

それから、環境配慮型水銀灯5基につきましては、80ワットということで統一をさせていただいております。

ということで、ナトリウム灯について270ワットですので、非常に明るいということも承っております。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） ちょっと私が調べた段階では、例えば市街地のところは大体220、それから国道の場合は270、それから中島・山手通・中央通とこれは320と、そういうふうにして分けてつけてるという話を聞いたんですけど、それは今建設課長言ったように統一してつけてるということであれば、それは私の考え方が間違ってますのでそれはいいんですけども、そういうことで間違いはないですか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 私の方で担当の者に確認した結果は、工事並びに修理においては統一を図ってるということで報告を受け

てございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） それでは、例えば水銀灯からナトリウム灯に変更してますね、それからLEDもやっています。

それで、これは特にLEDに変えたということは、これは環境にもすごくいいことなんですね。それとももちろん電気の消費量も含めてなんですけども、例えば水銀灯からナトリウム灯に変えて、例えばそのことによってどのぐらいなCO₂とか、それから経費の面で削減されてるのか、その辺のことはちょっと実態は調べたことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 非常に街路灯の場合、虫対策を中心にするのか環境を中心にするのかで変わってくるのでございますけれども、まだ統計はとっておりませんが、短い期間でございますけれども、平成22年1月の参考数値ということでお聞き願いたいと思えますけれども、水銀灯からナトリウム灯に交換をしたということによって、電気料の関係なんですけど、従来は1本当たり1,325円だったものが1,147円ということで、月当たり178円の減となっております。

それから、水銀灯からLEDに変えた場合なんですけど、これは1本当たり、月ですけれども434円から162円ということで、272円ということで月当たりの電気料から見れば減額になってございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 水銀灯からナトリウム灯にしてもLEDに変えても、これだけの電気料の差が出てくるということで今やってると思うんですけども、ただ、これほかの町村のことを言うと、余り言いたくないんですけども、ただ、今年のいろんなどこの予算、状況を見ますとね、やっぱりLEDに変えてるんですね、ほとんどのところが。

隣の、隣の余り町村言いたくないんですけど、隣の町は本当3年間で5,000万もかけて全部LEDにすると、そのことによって年間で相当の経費の節減になると、そしてあわせて、先ほど言ったみたくCO₂の関係もありますからね。

それともう一つは、例えば水銀灯とナトリウム灯にしたら、防犯の関係でいくと、大体水銀灯からナトリウム灯は、大体2メートル先まで行って2メートル先ぐらいの顔しかわからないと、だけどLEDにしたら、4メートル離れてても大体顔の骨格がわかると。

そういうことから、やっぱりもちろんこれ今マイマイガのことやってるんですけども、あわせて恐らく今の防犯も含めてこういう水銀灯とかナトリウム灯にしてるわけですからね、ぜひその辺で足寄町としてそういう考え方がないのかどうかね、あわせてお聞きしたいんですけど。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

建設課長が答弁したように、この間、水銀灯からナトリウム灯に、国道周辺ですけどもかなり変えてきております。

水銀灯からナトリウム灯に変えるというのは、もともと水銀灯が300ワットであれば270ワットのナトリウム灯に変えるということで、うまくやれば、安定器はそのまま使えるし、灯具もそのまま使えて、ナトリウム灯の球だけを変えればということになります。

球は約1万6,000円ぐらいするんだと思いますけれども、いわゆるLEDというのは器具、本体そのものが水銀灯仕様の灯具では使えませんので、ポールから含めてすべて取りかえないとLEDはつけられないということございまして、そういった面でインシャルコストが相当かかるんですけども、先ほど40ワットで統一をしてると言いましたけれども、多分18ワットで100ワットの明るさがあるという、これは多少違うのかもし

れませんけれども、そういったことで契約電力が下がるということで、電気の使用量が下がっていくということでございます。

そしてさらに、先ほど課長が1本当たり千三百幾らと言ったのは、定額の契約でしている場合で、国道周辺は一部従量制といいますか、メーター料金でカウントしているところもありますので、そっちの部分については、もっともコスト的にも下がってるんでないかなというふうに思ってます。

ですから、新しく今後整備をしていく道路ですとか街灯にあっては、LEDを新設をするといったことを検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 全く今副町長答弁したとおり、LED灯にすれば灯も含めて全部変えなきゃならん、値段も今の大体ナトリウム灯に今結局あれすると、大体水銀灯からナトリウム灯、そしてLEDにすると、新規にすると8万から9万、1本かかるんですね、全部で。

それでは今言ったとおり予算の関係もあるので、徐々にということでもいいんですけども、ただ、長い目で見るとね、先ほども言いましたとおりやっぱりできる限り変えていった方が、これはさっき言った防犯対策上もそうですしね、そういうことでできればそういうことで検討してもらいたいというふうに思います。

ただ、あともう一つ、今このマイマイガの成虫は4月から6月ぐらいに各樹木だとか、そういうものにつくらしいんですね。だから今回の対策、先ほど蛍光器等はありましたけれども、できるだけ早くそういう対策をしていかなかったら、また成虫が出てからそれから飛び立ってするまでったら、結局また同じような結果になると思うんですね。

結局はあとまた放水したり、それから蛍光投光機ということもありますけども、ただ、

去年の実態も私も聞いてますと、余り効果がないと、効果がないと。まるっきり効果がないとは言いませんけども、余り効果がないと。

それともう一つは、さっき言ったみたいに各市街地の中で消灯したことによって、そこは、その消灯したところはいいんですけども、ほかのどこに行くと、そういういろんなことでやっぱり対策等もしっかりしていかなければ、これも虫のことですから、これは2～3年と言ってますけども、3年なのか4年なのか、これは学術的にまだ証明されてませんからわかりませんが、そういうことでぜひ今後でもですね、今私が質問したことも含めて、どのぐらいのめどでこういう、まあ予算のこともありますから余り言いませんけども、どのぐらいなことでやっていくのか、もう一回答弁を聞かせてもらいたいと思います。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、今御指摘のように今この時期、毛虫になるというんですかね、そういったことでもう既にそういう状況が見られております。そのときには殺虫剤が効くということで、先ほどの答弁書にも書かせていただきましたけれども、今後広報等々で、駆除の仕方等々を早急に広報誌を通じて住民に徹底をしていきたいということでございます。

御存じのように絶対数といいますか、数が多いものですから、行政がという部分ですべてを駆除するということは全くできないということと、議員の質問の一番最初にも書いてありますけど、森林害虫となっておりますけれども、これは実は町有林といいますか、民有林も含めてなんですけど、マイマイガでかなり影響を受けてるということも言われておりますので、どうしても全体を一遍に退治をするということにはなりませんので、少なくとも人が多いといいますか、町中の部分を一定程度、幼虫駆除も含めて対応してまいりたい

と。

そのために、一番発生する時期においては、最悪の場合は、自治会と相談をさせていただきすけれども消灯をするといったことで、私どもも、これが未来永劫何年も何年も続くもんじゃないというふうに思っています。

ただ、科学的にそれが証明してるわけでありませんが、2～3年だということに期待をして、当面は対応していきたいということでございますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それで今副町長の方から前向きな答弁もいただきましたので、それで最後になりますけれども、私は今までいろんなことで一般質問をしております。

その中で行政が検討すると言われたことについては、これは100%とは私は言いませんけども、執行をされてるんでないかと私は思っています。

それで予算上のこともありましたし、さっき副町長が答弁あったように一気にはいかなさうと思っておりますけども、ぜひこれは人間に対しても、やっぱり例えばマイマイガがついたときに、例えばこの辺についたときに湿疹が起るとか、そういう状況も、結構病院にかかっている人いるみたいなんです。

だから、なるべくやっぱり住民の健康と安全と、それから防犯の関係ですね、これも含めて取り組んでいただきたいということだと私は思っています。そういうことでぜひ今後とも前向きに検討されることをお願いして、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） これにて、11番後藤次雄君の一般質問を終わります。

次に、9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 通告に従いまして一般質問を行います。

足寄町の名産品を保護することについてお

聞きします。

何十年も昔からあり、町内外の人に人気のあった銘菓が、後継者がいないため、もう製造できない状況にある。ネット販売などを利用し販路を広げれば、将来的には町財政を潤す可能性もあると思われる。

一番大変なこの時期に、町が資金を出して後継者を探し、つくり方を知る人が元気である今のうちに、それを後世に伝える体制を整えていくことはできないか。

以上、お聞きします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 矢野議員の一般質問にお答えいたします。

足寄町の名産品を保護することについての御質問でございますが、町内の名産品につきましては、銘菓や工芸品といったものがあり、近年ではラワンブキやササを活用した商品が開発されるなど、事業者の皆様の創意工夫により進められております。

議員御指摘のとおり、これまでも後継者不在や経営的な課題等により製造中止されたものもありますが、商品を開発し販路を開拓までには大変な御苦労が伴うことであり、また、地域の名産品となるには長い期間が必要であります。

これまでも、町特産品としては商工会や観光協会のパンフレット、町ホームページ等にて紹介されているところですが、商品開発は、まさに創意工夫された事業者の鋭意努力の結果であり、そのような名産品とは、創業者の思いやこだわりがあるものと思われま

す。こうしたことから名産品を後世に伝える難しさがあ

り、技術の伝承の必要性につきましては認識しておりますが、現状においては、特定の商品について町支援による体制づくりは考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 支援は全く考えないということですが、ただこのままにしていくと足寄町どんどん寂れていって、そして今日もまた1軒店がなくなってしまった、そして足寄の名物だったものがなくなった、そういうことが続いていくと思う。

それをただ手をこまねいて見ているということをしていたら、ただ人口が減るだけ。そうではなく、今まで長い年月をかけて人気のあったものについては、やはり特別に対応していくべきではないか。

最近になっての一番問題なことは、かめやの「ポッケ」、かめやの「ポッケ」といえば、うちでも親の葬儀のときの祭壇の飾りにも使わせてもらっている、そういう儀式のときにはなくてはならないような町の代表的なお菓子だった。

それはつくるのがとても難しい、原料さえわかれば、ああ、何かようかんでもついでるだけだし、中にジャムが入っているだけなんだから、だれでもつくれそうかなと思ったから、そうではないということで、プロでも、毎日つくってるようなプロの人でも失敗して、小さ過ぎたり、ようかんがちゃんとかかってなかったりして、失敗作はお客さんに無料で配っていたぐらいのものだった。

そういう難しいものだからこそ、町内外の人に人気があって、あれがなくなったらがっかりだねという声が聞こえてくると思う。一般的に本当にいろいろなことをやらないことが多いのかもしれないけど、やはり特別なもの、技術として残していかなければならないようなものを、ちゃんと判断してやっていくべきではないかなと。

今現在やらなければならないのは、かめやの「ポッケ」を保護することではないか、それについてどのように考え直してもらえるものだろうか、いや、また全く考えないと言うのかもしれないけれども、それについてお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

私の思いも、今具体的な銘菓の名前も挙げられましたけれども、私の思いも矢野議員と同じように、あのお菓子というのは本当に人気もあったし、大切なものだなというそういう認識はございます。

ただ、御質問にあるとおり、じゃあそのことをどう継承していくのかという部分につきましては、これはやはり公がやるべきものなのか民がやるべきものなのか、これは役割分担のことも含めて、これはやはりしっかりと議論をする必要もあるでしょうし、私の立場で言わせていただきますと、先ほどの答弁でも、行政としては現段階考えておりませんと申し上げました。

これはより現実的には、例えば町内にも、可能であればですよ、町内にもお菓子屋さんがあるわけでありますから、じゃあその技術を同業者の方が引き継いでくれ、あるいは引き継ぎたいと、こういう体制をつくれるのが一番ベターなのかな、それが一番特産品を守っていくということにもつながるのかなというそんな思いであります。

公がですね、行政が支援をしていくというのは、例えばこれ商行為であっても、例えば新たに企業を起こすですとか、そういった部分の支援策というのは当然必要だというふうに思ってますし、現実そういう部分が出てくれば相談にも乗りますし、支援をしていきたいというふうに思っておりますけれども、既存のものが今回具体的に事情があって廃業する、じゃあそこを守るために行政が例えば職員さんを雇ってですとか、あるいは支援金を出してというのは、これはちょっと現実的ではないのかなというそんなふうに認識をしておりますので、御理解を賜りたいなと。

言ってる趣旨は、何とかそれを継続させたいという思いは、私もあることはあります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子

君。

9番（矢野利恵子君） 何とか継承したいという思いがあるのなら、町内にあるお菓子屋さんへ取り持って、この技術を継承してもらえないだろうか、そしてやっていってもらえないだろうか。

また、その機械にはやはり1,000万、2,000万のお金がかかるそうなんですよね、特注品だから。そんな1,000万、2,000万のお金を、今町内のお菓子屋さん、それだけ出すだけの余裕があるかといったら、はっきり言ってないと思います。

今でさえ、人口が減っていて売り上げが落ちてきているというそういう状況の中で、まず新たに1,000万、2,000万のお金を用意していくということではできない。

そして、足寄町でやってる中小企業特別融資事業、これは運営に1,000万まで、そして設備投資に1,500万まで、合計2,500万貸すよということだけでも、それにしあって自己資金がなければ貸してくれない、100%貸してくれるという制度ではない。

そこを考えていったら、やはり町内の力ということを考えていったら、何十年もかかっていいものだと思われて、足寄町の顔と言っても過言でないようなお菓子だった。自然に任せていたら、ただそれはもう消滅していくだけ。

やはりここは英断を持って、町の将来のために、そして働く場所をつくる、足寄町の魅力をこれ以上後退させないために、何とか後継となるお菓子屋さんを探す、それにはもちろん資金がこちらで出さなければならないということになっていくので、そこをまた再考してもらえないだろうか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども申し上げたとおり、例えばそういったものを継承していくというのは、これはやっぱり役割分担が私はあるんだろうとい

うふうに思ってるんです。

これはちょっと余分なことかもしれませんが、私はいとこのところもお菓子屋さんをやっているんですけれども、やっぱりそういう協同組合的なものが組織されてるんですよ。ですからそこでそういった議論にならないのか、もっと言えば、足寄町の現状でいきますと、例えばですよ、商工会の商業部会でそういう話題が上がって議論にならないのか。

それから、先ほど矢野議員さんは、機械だけでも1千数百万すると言われてましたけれども、これも継承をするということが成立するんだとすれば、機械だって継承することだって可能だというふうに思うんですね。

何も新しい機械でなかったらできないのかという、決してそうではないというふうに思いますし、もちろんこれが機械が壊れて使えないんだというのであれば、これは話は別かもしれませんが、いずれにしても、新しい企業を起こすにしても、これは町にとっても将来いいことだなというふうに思う場合であっても、これはやはり当然自己資金をすべて持たないで100%行政頼りという部分については、逆な言い方をすれば、そういうところに税金を投入することがいかなものかという、これは将来の不安も含めてですよ、一定の資金力も持ってる方が起業をすると、企業を起こすという場合についての手助けとしてのそういった支援というのは、それは当然可能だというふうに思ってますけれども、すべて行政がというのは、これは私はいかなものかというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 一定の資金を持っている人がいなければ絶対だめだということなんですけれども、この田舎では、そんな一定の資金を持ってる人なんてそうそういるもんじゃない。

例えば、これは技術の継承するという形で指定管理者制度、そういう方面を考えてやろうと思えばやれないことはないんじゃないか、初めからやれないということではなくて、何とかしてやるためにはどうしたらいいかということを考えていってもらいたいなと。

例えば町民に聞いて、化石博物館に毎年3,780万円の委託料を払ってやってもらうよというのと、かめやの「ポッケ」を残すために毎年1,000万そこにかかるよって、さあみんなどっちがいいだろう、明らかに私は化石よりもかめやの「ポッケ」残してくれた方がいいかなと、そういうふうになるのではないかと。

やはり町民が何を望んで何を望んでいないか、そういうことは常に町内の人に尋ねかけ、そして町内の人と話し、どういう気持ちでみんないるのかということを考えていかなければならない。

ただ一刀両断のもとに、自己資金を持たない人はだめ、そういう問題ではなくて、私が言ってるのは足寄町の技術、大切な技術を後世に残していきたい、そこから始まっているわけだから、その技術という点で考えることはできないのか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 考えておりません。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） まあ、この予算執行できるのは町長ですから、一刀両断のもとに考えていないでは全く話が進まなくて、あとは何を言ってもむだだということになってしまうので、私もここで一般質問やめるしかないんですけれども、ただ、このままでやっていったら本当に足寄町だめになっていく。何とか町民の暮らし、町民の幸せを願ったようなそういう政策を抱えていってほしい。

まあ、やらないというのだから、どうしよ

うもないので、一般質問をここで終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、9番矢野利恵子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。2時5分にスタートといたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） お許しを得ましたので、これより、通告書に従いまして2点の一般質問をさせていただきたいと思っております。

先に、カラマツ製材加工場についてでございます。

本足寄町の森林資源背景は、町有林が約8,500ヘクタールで、そのうち人工林が約4,600ヘクタールであります。

また、うち民有林が約3万8,000ヘクタールで、そのうち人工林が約1万1,000ヘクタール存在してるところでもございます。

言うまでもなく、カラマツ人工林を主体とした森林の概要をただいまお話ししたとおりでございますが、本年2月23日の足寄町森林組合総会で製材加工工場の閉鎖が決定され、当町の主要産業として、また公共的団体としても、この実態は非常に嘆かわしい現況でございます。このことに対して、極めて遺憾に思うところでもございます。

今後の林業政策振興の観点からも、製材加工場は不可欠であると私は苦慮するところでございます。私は何らかの施策を講じて、製材加工場を継続させるべきと考えるところでございます。町長の所見と所信を伺いたいと思っております。

2点目になりますが、林業振興についてでございます。

平成22年第1回定例会において町長より示された行政執行方針において、資源循環利

用を進め伐採跡地の更新、いわば無立木等のことも含んでいるわけですが、その必要性が問われておりました。ただ、残念ながら具体的な施策が示されておりません。

当町は、さきにも申したとおり林業の町であるということは言うまでもございません。産業基盤の強化、そして地域活性化をし、雇用創出を図ることが私は急務であろうと思っております。

オフセット・クレジット制度ももちろん評価されますが、そのことにより伐採跡地、いわば無立木地更新は解決はなされないと思っております。そこで民有林の無立木地も一部含みますが、どんな今後施業計画をされておりますか、お尋ねをいたします。

同時に、足寄町林業グループの活動が現在休止中とのこと、町はどのような再始動も含め考えておられるか、お伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 井脇議員の一般質問にお答えいたします。

1点目のカラマツ製材加工場についての御質問でございますが、森林組合製材加工場につきましては、2月の通常総会において操業停止という大変遺憾な結果となり、本町におけるカラマツの製材をひける工場は、残すところ1社のみとなっております。

本町の基幹産業である林業につきましては、付加価値をつけた木材製品を生産する製材工場についての存続が必要であり、また、工場を存続・維持することでの雇用の確保においても、重要な施策であると考えております。

このことから、今後においても将来を見据えた適切な施策等を模索し、本町にカラマツ製材工場が存続できるよう、検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の林業振興についての御質問でございますが、町有林の無立木地は約160ヘクタールであり、町有林の森林施業計画に基づいて、平成24年度までに植栽を完了する予定であります。

また、町有林野部分林組合より伐採跡地として約78ヘクタールが返還されており、この箇所についても、平成25年以降の森林施業計画に計上して植栽する考えであります。

また、民有林における無立木地については、森林所有者の高齢化等による森林整備に対する意欲の減退等により、植栽が進まないことから、森林の公益的機能への影響及び人工林資源の保続が危ぶまれる状況となっております。

このことから、平成21年11月13日に、十勝支庁と管内19市町村において「十勝流域民有林の資源管理連携協定」の調印が行われました。

この協定は、町村と十勝支庁が、伐採届けの受理や森林施業計画について、広域的な森林の資源管理を行うことを目的としております。

また、既にある無立木地の解消策としては、森林所有者の造林事業実施に向けた掘り起こしを実施するなど、計画的に森林状態を回復させるための努力が必要であります。

このことから、森林組合としては無立木地所有者に働きかけをして、所有権を造林意欲のある方へ移転する林地流動化事業等の取り組みを実施しているところであります。

次に、足寄町林業グループ活動状況等についてお答えいたします。

足寄町塩幌地区林業グループが本町に適する苗木の調査活動等をしておりましたが、数年前より会員が減少し、現在休止状態となっております。

このことから、再活動は難しい状況となっておりますが、近年、町造林業者等で若い職員が増加しており、池北カラマツ産地形成推進協議会の若手勉強会には多数の参加があったことを踏まえて、今後において十勝森づくりセンター足寄事務所等の協力を得ながら、林業後継者育成等について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、井脇議員の一般質問に対するの答

弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に今回の森林組合の工場の閉鎖、これは本当に管内にも大きないわばニュースとして流れたのも事実、その中で本当に新聞紙上等々の経過を見ると、足寄町としても本当に厳しい文言も、森林組合さんに対しての意見を述べられたということも聞いておりました。

ただ、この答弁書等々も同じような、前回のいわば今年度の執行方針に沿った答弁と本当に類似した答弁書になっているところでございますが、私はこの今の現況、現状認識というものを考えますところによると、同じ町内で御存じのようにカラマツ製材工場としては1社、針葉樹、いわば俗に言う青木工場としても1社、何とか残っておられると。

この青木工場にしても1社、私にお聞きする、まあ私も相談いただいたんですけど、今年度の12月、今8名が雇用をしてる状況ですけど、従業員さんですね、閉鎖余儀なくされると。

非常に昨今、廃止、つぶすのは本当に寂しい、簡単ですけど、再始動というのは、本当に新たな形を生み出すということは本当に至難のわざでもある。

それを町長はどのように、そういうことの現実をありのままに受けていながら、これも町の中ですね、もう両町には製材工場はもう数年前になくなってのわけです。その中で足寄町が何とか頑張ってくられたと。

3年前ですかね、いろんな重度障害者の雇用等々にも含めた中で、町からもこの雇用に関連した中で製材工場の努力されてるのを評価され、文化の日に表彰を受け、各事業主さんも本当にある意味においては大きな力をいただいたというお話をし、喜んでいたのも事実でもございます。

それが2～3年経過した後今日どういう状況かなということ、今お話ししたとおり、森林組合さんの工場だけですけども、工

場の部門ですけど閉鎖余儀なくされた。また今年の12月、くどいようですけど、青木の針葉樹の工場が閉鎖、もうほとんど9割確定をしたということは、寂しい限りでもございます。

その中で、私は町内で1社、あのように知的障害者を17~8名、20名近く雇用をした中で1社頑張っておられると、堂々と収益を黒字を出して、今こうして私が一般質問させていただいてる間でも機械がいわば始動、動いていて、その中でみんな一生懸命汗を流し、泥だらけになって、ほこりだらけになって働いてるわけです。

その姿を見、私も2日ぐらい前ですかね、その事業主と直接お会いさせてもらいました。いろんなもろもろの経過も踏まえた中で、あの社長もたしか20年か21年の生まれでもう63、4~5ですかね、年齢的にも、後見人もいないと。

一時は、一昨年だったですかね、2年前ですかね、一たんはある町外の業者にいわば移行して、一時は自分が幕別町の方に住居を求めて移動され、そこへ永住されるという目的を持った方もございますが、引き継いだ社長さんが本当に不治の大きな予期せぬ病気になられまして、これは足寄町にこの後消すわけにもいかないと、私が何とかといって、意を持ってまた戻ってきてくれた経緯もございます。

そういう中で、どうなんだいという話をひざを折った話も実はしたのも事実でございます。2人でいろんな昔なつかしいお話もさせていただきながら、今日までの経過、それと今の現在置かれた工場、これからの未来ということも含めた中で、何としても、私はこの足寄町に長い間二代にわたりお世話になったと、私が最後のいわば木工場のいわば社長として退きたくない、引き継いだ中で足寄に長い間お世話になった一つの印として継続させていきたいと、あなたも立場があるにしても、何とか力になってもらえないかという承った話も事実でもございます。

今のそのような冒頭にお話ししました自然背景もとらまえた中で、私ももそうですけど、町長も来年の3月が一つの区切りとして任期なわけですよ。一つの町長のここに示すいわば施設等々を模索するということも答弁書にいただいておりますが、年内にでも、本当に町長の任期の中にでも、何らかのお示しをしていただけるものかいただけないものか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

井脇議員からのお話をいただきました。森林組合の工場に関しましては、これまでの議会での議員、あるいは高橋議員からも緊急質問等々含めて、さらにはその前の質問も含めて、一定のお答えもしてきているわけでありまして、これは前年の森林組合の総会時、今年度でなくて前年度総会時の状況を含めて、加工場が苦戦をしてるということも重々承知しておりましたし、今具体的な民間の工場の社長さんのお話もございました。

その状況も一定程度私も把握をしておりましてから、やはりこれだけの森林背景を抱える我が町足寄町において、特にカラマツをひける工場がなくなるということにはならないという思いで、具体的には昨年7月から、この民間の工場の社長さんともお会いもしましたし、そのことも含めて森林組合さんの方に、もちろん森林組合そのままの工場を残すかどうか、あるいは別な形なのかも含めて、ともかくいろんなことを模索したいと思います。

これはあくまでも我が町にカラマツをひける工場を何とか可能であれば残したいという思いで、そういう協議を昨年7月から開始をしたわけでありまして、しかし、残念なるかな、12月段階で森林組合の21年度の決算見込み概要が示され、これは大変な状況だということが判明をしたということで、結論から申し上げますと、これはもう既

に報告もさせていただいたところでありますけれども、過日の総会で森林組合としての工場は閉鎖ということになってしまったということでもありますから、昨年7月から協議をしておりました話というのは、これは全くのある意味御破算になってしまったということでございます。

そういう意味では、具体的に議員から、年度内にも具体的な策が示せるのかという御質問でございますけれども、正直言って、今の段階はともかくいろんな関係機関、あるいは関係業界の方々等の知恵もかりながら、何としても残す方策が見つからないのかということとを誠心誠意努力をしていきたいという思いでありまして、全く本当に振り出しからのスタートだなという認識をしております。

ただ、こんな言い方もいかがかなというふうには思いますけれども、少なくとも今操業しております民間の社長さん、すぐおれもやめるといことはお聞きしておりませんから、これは希望的観測も含めてでありますけれども、1年程度の余裕はあるのかなと。

そういう意味では、議員ずばり年内というお話でありますけれども、これは明確な答えが出せませんけれども、可能であれば、できるだけ早いうちに一定の方向づけなり、あるいは具体的な動きなりをしていきたいというそんな思いであるということで、答弁にかえさせていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま非常に私の質問もかなり急務な質問をさせていただいたのも事実ですけど、それほど私は先が予測がついてるだけに、私は早目の手を打つべきではなからうかなと。

一つの事例ですけど、私の方からそういうことであれば一つの事例と提案をさせていただきます。十勝管内のカラマツの製材工場の現況で、いろんな助成を得ながらオムニス林産協同組合というのがあります。これは幕別

町に存在しております。それからカラマツの同じく専門工場でフォーレスト十勝というのも存在しております。

これまた樹種は若干微量ながら違いますけど、いわば製品、製材を製作するには、簡単な本機の一部を転換することによって、今針葉樹の工場ですけどカラマツにもなりますよという工場が川西に十勝製材移出協同組合というのがあります。これすべてなぜかしら協同組合という名称がつくんですね。これは意図があるんです。

このような法人的な組織をつくることによつての国からのいわば設備等々も含めた中の助成を得られるということなんです。そういう一つの大きな事例が側面に存在してるわけですから、私はそれで何を申したいかということ、閉鎖したいいわゆる決断したことに対しての私はどうこうという再始動は求めることではないんです。

今の現況のある先輩の議員さんにも聞けば、実際どうなんだという、責任者をやってた人です、やはり今のあの仕組み・機械では、確かに大変だろうと、そういう現に携わった熟練された方の意見も承りました。

正直言って、私は製材工場に対しての知識は、余り立派なこと言う割には得ておりません。でも、少なくとも製材工場のプロとの接触は、一応120%できて知り得てるつもりでもございます。

そういう中で、本当に町長から先ほども答弁としていただきました民間工場との話し合い、折衝ということがいわば破綻したと、破綻したというよりも、まとまらなかったと。

私は2日前にその人と直接会いまして、どうなんだという話も実際はされたら、非常に前進的な、前進的なですね、いや、実はこれだけの地域の中で資源がこれだけあるんだから、あるんだから、これはね、絶対このような条件の町というのは、うらやましいかな、足寄町はもうぜいたく過ぎるぐらいの立地条件なんだと、私はほぼ無償に近いほどで提供しましようと言うんですよ。

もし、もし許されるのであれば、森林組合さんにいわば協同組合式になって数社で出資してもらって、出資というのはこれは一つの何と申しますかね、本当に加盟料ということですかね、数十万の出資者になって一つの理事長がいわば推薦されて、そしてフォーレストもオムニスもみんなそうなんですけど、負担のかからない複数組合員には求められるものですから、協同ということですから、その中でぜひその案をもう一度協議してくれないかと。

私はその負担なるようなことには決して、私もここに世話になった以上は、何らかの形で感謝もしてもらいたいと、そのかわりあなたもそれにバックアップはしてくれるだろうなという確約はもらわんとだめだよと。私もついでに、調子いいもんですから、それは当たり前だよと、今までこういう公職にもつかせていただきながら、あなたの会社とこれだけうちが主としてバックアップしてきた以上は、私はね、はしごを外すようなことはしませんよと、ただ、その路線というものは、きちりと町も含めた中で、私は再協議を早急になされる必要が僕はあるんでなかるうかと思うんです。

けさも実は、2日前とは申しましたけど、けさも、一般質問の中で私の思いというものを井脇さんね、ぜひ町長に申し出てくれと、そういうお話もいただいたのも事実です。

それと先ほど、話は若干、まあ関連があるからですけど、カラマツの加工場が苦戦されておりますと、私はね、苦戦してると思わなかったですし、苦戦はしないと思ってました。

たまたま数ヵ月前にチリ沖地震が発生して、これ世の中なんですね、うまくこれ循環するものなんです。雨降れば傘がもうかると同じで、不幸あったら、それなりのやはり期間が何か仕事が発生するものなんです。これはやっぱり世の中というのは、このローテーションのごとく循環してるんだなと。

このことでチリ、いわばチリという国です

から、チリーマツって、日本の大体輸出用の製材のひき立ての23%ぐらいの非常に大きなウエートを、針葉樹なんですけど、針葉樹ということは、トドマツ、エゾマツを針葉樹というんですけど、カラマツもその代用としてチリーマツを使ってたんです。合板材もそうなんですけど。

それで一時、埠頭からの地震によっての出荷がストップしちゃったわけですよ。いわば大災害なわけですから、国挙げてのいわば災害だったわけですから、そしたら現在はその入荷量が9%まで戻ってきたんです。22~3%の数字が9%の約1割弱まで出荷が戻ってきたんです。その1割戻った行き先はどこへ行ってるかと、全部中国へ行っちゃってるんです。中国へ行っちゃったんです。

そして、なおさら北海道のじゃあ何がって、資源が余計見直されたという、いわば資源の強化が北海道に視点が移ってきたわけですよ。

これ夕べです、私のところの事務所に、これ道木連から。足寄町さんも載ってますよ。森林整備加速化林業再生事業の補助事業の中で、木のかおる町と施設設備というので補助を受けられて、これ副町長も相当苦労したと思いますよ、あの顔色を見ると。

JRの補助も座礁したり、本当に苦労してたのわかるんです、私も。その中で足寄町がこうして集会施設1棟、これ大きな事業ですよ、これもこうして立派な効率のいい補助を受けられると。

これ全道のやつ全部一覧表載ってるんですけど、製材の数量が2,765立方ですから、これは大きい数字です。これ全道載ってるんです。恐らくこれ省庁から来た書類だと思ってるんですけど、余りこれは丸秘的なところもあるんですけどね、こういうことがもうはっきりしましたよと、これは何かあったら、すべて何を言いたいかということは、製材工場のいわば稼働の要因だということ、と同時に雇用も備わってるということですよ。

けさも1件、話がちょこちょこずれますけ

ど、どうだ、仕事どうだったら、いや井脇さんと、去年の今ごろともう一変して、表現がひどいです、オーダーの下敷きになるということです。いわば注文の下敷きになるということです。それほど一変した今注文が殺到してるわけです。

何で行動するかったら、注文を今度選べるわけですよ。効率の悪い価格の安いやつは全部はねるわけですよ、あ、断る。なかなかこれ酷なことですけど、この断ることが後から災いする場合も逆にあるんです。

ですけど100%クリア、おこたえできないわけですよ。そのことがやはり今工場が順風満帆に何とか注文いただいて、工場の故障もいろんなアクシデントもなく稼働されてるという中で、けさも実は激励を受けてきたわけでございます。

町長にゆっくり話してくれと、それなりの人材もまた協議しましょうと、もちろん流域の森林組合さんにも参加してもらいましょうやと、そういうお話がされておりました、現に。

その辺ちょっと、だらだら長々お話ししましたけど、町長のお考えが微量ながらそれに向いてくれるですかね。先ほどの町長の答弁の中で、非常に難しいという答弁もお答えもいただいたんですけど、けさ私がいただいてきたお話なんですけど。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、議員の方から十勝管内の協同組合方式での製材工場のお話もございました。実は先ほども申し上げたとおり、昨年7月から協議を開始をしたという中身につきましては、まず第1段階としては、森林組合と地元の製材工場との間で仮にこれが合意に至るようなものができ上がるんだとすれば、それが一番いいかなと。しかし、これもまたなかなか正直言って頭の中には難しいのかなという思いもありました。

当然民間の社長さんのお話もお聞きしてま

すし、それからアドバイスをいただいている方からお話がありましたけれども、仮に地元で完結できないとすれば、これはやはり一つの方策としては、やっぱり協同組合方式が考えられるのかな、そんなことも頭に入れながら担当課長以下指示をし、協議を具体的に進めろということを進めていたということでございますけれども、いかんせん、残念なかな、地元での協議の詰まるまで行く前にとんざをしてしまったということでございます。

また一方、議員からお話があるとおり、これは木工場がこの一連の不況の影響をもちに受けてるという状況も当然承知をしておりましたし、当然札幌へ出札の際は、道の林務課にも寄りながら、足寄町の森林資源の背景等々含めて、あるいは森林組合の現状、とりわけそのときに工場という認識でありましたから、工場の認識も含めていろいろ状況報告もしながら、いろんなアドバイスもいただきたいと。

ともかく私の思いとしては、何とか我が町足寄町にカラマツひける工場を何とか一つでも残したい、ゼロにはしたくないという思いをずっとお伝えをしてきたところでございます。

不況の影響も受けたんですけども、実はいろんな情報をいただきますと、昨年の5月ぐらいからもうオーダーは相当復活をしてくている、しかし、ここの対応も我が森林組合はできなかったということでございますし、そのことは過去のことは言っても仕方ありません。

今3月ですから、2月の頭でしたか、林の関係、これ町村会絡みでありますけれども、札幌で会議があった際にも道の参事から、政権もかわって22年度の林に関する国の動き、予算づけ等々の説明も受けました。

これはもう既に新聞報道等で御案内のとおり、現政権の中で今1本法律をたしか上げてるといふふうに思いますけれども、間もなく法制化されるよという報告がありました。

それは何かといいますと、今後、公共施設を建てる場合については国産材を使えと、これ義務づけをするというこういうこれまでにない、ある意味、林関係でいきますと画期的な法律も制定をされる動きもあるということでございますから、ある意味、今の新政権、CO₂削減25%なんていうこともっておりますし、やっぱり木材の需給率のこともしておりますから、そんなに簡単なことだというふうには思いませんけれども、周りの状況というのは、議員も仰せのとおり少し私は上向きになってきているというふうに思っております。

そんな状況も含めて協同組合方式、これはもう町内に限定することなく、そういったあらゆる可能性を探っていくながら、何とか我が町足寄町に工場を残すという表現がいいのか、あるいは新たにということになるのか、当然これはもちろん町も、そういうことが成り立つとすれば、当然町としての助成も考えたいというふうに思っておりますし、もっと言えば、町だけの助成ではこれは難しいという部分も当然出てきますから、当然これは道なり国なりの支援についても求めていながら、何とかそういう形というか、枠組みをつくり上げるべく努力をしてまいりたいというふうに考えてますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 一つ本当に努力されたいという前進的な答えをまずいただきました。

私はね、その言葉に私から立たしていただきますと、急務、いわば急いでそういうことがまだ、先ほど町長からおっしゃられた1年や2年は社長さん元気で、そのような話も聞いているからまだ期限があるんだ、期間があるんだということじゃなくて、本当に年内にある程度あらかじめそのつもりで話を私も協力はしたいと思っておりますから、進めていただきたいと思います。

ただし、その工場の建設の場合は、人材というのは再洗直しをしないと、猫に小判のような、ただ備えても、いわば利活用できないものに何ぼ与えても、これはいい数字が見出せないというのは、これはもう今でも製材工場、100%どこでも黒字だったら、そうじゃないわけですから、こう言ってる間に閉鎖してる工場あるかもしれません。

やっぱりきちとした損益分岐点を持ち、管理、それから売りの時代の中で、総体的に分岐点を求めた中で収支のバランスをきっちりとりまえてる工場が、これはもう健全に残って動いてるわけですから、その辺を承知を願いたいと思っております。

2点目の林業振興についての質問でございますが、このことについて私も先般、総務産業さんから非常にまていな調査の報告がいただかれました。

特に林業振興についてという若干重複してる中で、永久的な保存にまでできるような町有林の状況、林業の管理状況というのは、本当にあそこまでよくしかし精査され報告していただいたなど。

私はそれに携わって45年目ですから、やや100%とは言えないにしても、80%ぐらいは頭には入ってますけど、なかなか他の議員さんというものは、山の林道、山の全景というのはわからないんです、正直言って。見ても見流しするのが普通一般です。

あの書類をもらいましたら、ほとんど完璧に近い、完璧に近いどころか、完璧な書類となっております。林道はどこに入ってるか、どんな山がどこに、町有林がどのような分布されてるかということ、ただ、山のあの等高線に沿った動きをすると、これは不可能なことですよ。

これは不可能なことにしても、どちらの方向にどのような町の山が存在してるかというのはあそこまで完璧にいわば描写されてる、報告されてるものというのは、私はすばらしい、時間かけてよくあそこまで作り上げてくれたなと思っております。

本当に項目ごとに書いてもらってるのは、あれ永久保存版的なものです。町有林がよほど盗まれるか、町有林が盗まれるなんていうことないですわね、よその町に転売するか、よほどの事情でない限りは一生、これから10年、50年、100年あの地形というのは変わらない、続くものですから、あれは議員さんが非常に大きな宝物を私は取得させてもらったんだなと思って過言でないと思います。

そのような余りにも立派な報告だけに、私のこの2点目の林業振興というのは非常に文言を選ばなければいけないと、非常にある一定の質疑でとめておかないと、それ以上所管の報告にいわば御無礼に当たるような、触れるような質問もこれもいけないという中で、非常に薄い質問にもなりますけど、それをわきまえながら、もし差しさわりがあったらお許しを願いたいとは思いますが、2点目の町有林の無立木地に対しての質問をさせていただきたいと思います。

町長から168ヘクタールの無立木地が存在していると。平成24年だったですかね、一応完了予定であると、この無立木地のいわば完了ですね。

これ私、4年ぐらい前ですかね、4年前に一般質問で無立木地のことでちょっと提案、一般質問をさせていただいたんですけど、この今の報告の間に、私、百何ぼってそのときに聞いてた記憶あるんですけど、一昨年、過去2～3年前にさかのぼって無立木地どれぐらい処理されましたか。ちょっと概略でいいですから、そんな何ヘクタールとか細かな数字とかは必要ないですから、どれぐらい処理されておりましたかね、無立木地の。

議長（吉田敏男君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時52分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 休憩をいただき、まことに申しわけないと思っております。

それでは、御質問でございます町有林の無立木地の関係の御質問でございますが、指定災害、18年以降ここ2～3年、水源林造林の関係もありまして、指定災害の関係ありまして、無立木地については植栽はされてないということで、今後22年から24年度にかけてまして、4年間で168ヘクタールを計画しているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） かって時間とらせまして、どうも済みません。たしか私も4年前にちょっと質問させてもらったとき、150～60あるんだなという、それがちょっと記憶にあったものですから、数字が動いてないものですから、ちょっと申しわけございません。

そういう中で現況はわかるんです。ここ2～3年、もう激甚災害で、そちらの方の処理だけで僕は目いっぱいできてるんだらうなということできたのは、決して意地悪く私は問うたわけではないんです。そういう中で何とか努力はされて、この無立木地というものを何とか緑あふれる森に、本当に森にさせていただきたいと。

一つの事例で、これ勝毎さんですよ、去年の12月の17日ですね、無立木地100ヘクタール購入したと、造林計画の新得町さんですね。これは道新さんですね、1月の7日、これは長野県です、4,000ヘクタールです。これやはりこれは同じ無立木地でも耕作放棄地ですね、畑地だと思えます。

これは恐らく耕地にしている、5年以上あればすると原野みたいな扱いでなるはずですから、そういう形のたぐいだと思えますけど、そのように申せば、豊頃町もこういう森林についての新たなまた取り組みを、これも道新さん、勝毎さんで出てるんですけど、それほど足寄は資源の豊富ないわば森林資源と

しての本当に大きな財産の持ってる町だけに、何とか我々もそうですけど、町の行政がそれは重い本当に任務を任されてるんでなからうかなと。

それで一つ、この今の被害木も含めて植林の補助というのは、いろいろな補助があるんですけど、特に民有林も踏まえて、私も4日前ですかね、5日前だったかな、足寄の森づくりセンターの技術専門官と会ってきたんです。いやあ、もうこれ井脇さん参ったわ、町の経済課も参ってるんですけど、私も実は調子のいい人間なものですから、たしか8番議員さんだったですかね、と一緒に帯広へ行ったとき、あるとこでぼっと道議と会ったんですよ。

向こうの人も私の乱暴なの知ってるから、何も苦にはしないけど、わからない人が法を決めるとこんなになっちゃうんだと、山荒れるんだと。あんたら何もわからんのにね、俺が委員長だと言ったから、何言ってるんだと、わからん者が決めるということは怖いことなんだと、このような山になっていくんだと。

これ21世紀の森づくり推進補助金として道単で補助、3ヘクタール以上出ないんですよ。20ヘクタールの皆伐、主伐した場合何年かかるんです。これが足寄の実際実態は、本別町も足寄さんも陸別も、この間やった芽室町さんも、私、林務課へちょっと用事あって行ったんですけど、遠くは美瑛の森林組合さんも同じです。困ってました。知らない人が法を決めるんだから怖いんですよ、これ。

道というのは、そのレベルなんです。道議さん道議さんというけどそのレベルなんです。最後には出先の道職員の方が困ってるんですから。何かあったら、脅しをかけたわけです。何ということはない、単純なことなんですよ。

こうやって3ヘクタール以上の補助金を出さなかったら切らないだろうという脅しをかけたんです、低脳な人の脅しなんですよ。

これなら山なんかね、切ったら植えようなんて、そんな簡単なもんでないですよ。

補助もらってもなかなか大変な事業がね、私は何を言いたいかということは、この今の施業、道単の3割というのは、各町村がもう全員が困ってますから、町長にお願いがあるんですけど、これをもう一度実態ということをしちっと報告された中で、この枠を何とか皆さんで声をそろえていわば拡大していただくような、この21世紀森づくり推進補助金としての道単の補助が3ヘクタール以上出ないですから、これをやはり拡大するか、これは違う形の造林の補助として扱わなければ、どんどんどんどん無立木地がふえますから、間違いなくふえますから、そのことをまず強くお願いをしていただきたいということです。

無立木地の問題については、いろんなこの中でまだ要素はあるんですけど、補正予算の中で、また違う視点の中から御質問も私もさせていただきたいもんだなということも1~2考えております。

そこで最後の3点目の林業グループの活動ですね、これも同じく参考に道の森づくりセンターへ行って、どんな動きですかと。あそこは窓口ですから一目瞭然わかるんですよ、そして浦幌町さん、幕別町さん、本別町さん、足寄町さん、陸別町さん、全部実態というのをすぐ、足寄はもう一番先に出ました。全く稼働しておりませんと。道もいわば官舎にもほとんど足寄の人は見えません、たまに見えるったら、一月に2人か3人、本別町から見えますと。

たまたま村瀬所長には会えなかったんですけどね、技術専門官と会ってきて、昔まだ30年ほど前も私を知ってくれたものですから、いろいろなつかしいそういう話もされて、陸別町さんは、これまた足寄町さんがここに答弁を先ほどもいただいたんですけど、後継人の塩幌グループにかわって、産地形成の協議会の若手勉強会という何かすごい立派な、どこまでどんな組織になったのか、私も

たまたま偶然にその若い人らそろって顔出したのか、それを参画して募ってきたのかどうか、その経過はわからないんですけど、隣の陸別町さんは7名ですと。

この名称がいいんですよ、陸別町若者林業グループですと、名前いいですね、若者ですから。今年度の事業は、協議して町有林を借地として、今私もちょっと微量ながら触れたんですけど、植えたくても苗木がないんだと、内容育成にかかってますと。

若い者は、やはり敏速にそれに対応とまでいかないんですけどすぐ抜くんですね、苗木がなくても注文しても手に入らないんだわと、町有地に苗木をひとつやってみようよと、数百本なのか1,000本程度なのか、それは数量的なことはわかりませんが立ち上がりましたと。

本別町はこれまたすごいんです、会員が22名、本別町の林業グループの人は、私も商売柄数名と、毎週までといかんけど、一月に2~3回は会いますから、きのうはどこのこの林業グループの会合、山を見に行っただと、いやあよかったわと、うちよりちょっと落ちるなとか、皆さん自負する人らばかりですから、そういう林業グループの活動というものが盛んにいわば行われてると。

聞いたたらどこの事務局なのたら、本別町の林務課ですと、悪いことでないから名前あれですけど鈴木さんって、一生懸命やってくれてるのが鈴木さんで、課長と同じ名前でないかい、鈴木さんたら。そうですよね、課長、井脇さんでないもね。同じ鈴木さんと言っていました、これが事務局長。やっぱり声かけ、先頭に立って声かけてますと、森づくりセンターの技術専門官が言っていました。まずあの人が発声すると、みんなわあと反応あるし寄ってくるんですよと。

会長がシノエさんだったんですね、この人はもう70近いのかな、ちょっと理屈っぽいけどね、偏屈で理屈っぽいけどすばらしいやっぱり山の愛林家です。やっぱり独特のくせのある人が多いんですね、山を愛する人という

のは。

だから森づくりセンターへ行っても、本別町の林業グループの話をする、もう乗ってくるんですよ。やっぱり愛着わくんですね、いつも足伸ばして来るもんですから、道の職員の人も一生懸命なんです。だからなぜ足寄にここに存在していながらだれも来てくれないと、門をたたいてくれないと。

足寄のある一定の、まあ1~2ですけど本別の林業グループと交流してるんですよ。だから私は、このことも本当に所管の方々が調査をされ、所管の人調査の結果、休止するという報告だから、この1件をちょっと触れさせてもらってるんですけど、実際にいうと、町長からも数年前という単年の話しされてましたけど、実際は単年じゃないです。私それは知ってて、意地悪言うようですけど知ってて聞いて、単年じゃないです。もう十数年間ほとんどしてないんですよ、実を言うと。その会員の名前も得て出さないですけど、してないんです。

昔は代表的な山口三太郎さんという非常に愛林家で、この管内でも優秀ないろんな勉強をなされた、また森林組合さんとも、当時も連携図られるために優秀な愛林家の人存在してたころは、やっぱり引っ張っていったみんなそれについていったというその惰性が、塩幌地区のあれが残存として残ってたんですけど、今ほとんど、もう14~5年何もやってないと言っていました。

私は現にその会員の人も会ってるんですけど、上利別西一線というんですかね、その人にも聞いたら、いや、やってないんだと、なかなか最近も声かかっても行くひまもないんだけど、ほとんどという何かつかしげな、また反面寂しいような、寂しくなったようなことも言っていました。

そこでやはり町の人が、このような若手の勉強会というのが一つの起爆剤になればということなんですけど、やはり私は当初は軌道に乗るまで、町の経済課の林業振興室の方々でも、軌道に乗るまででもいいからリーダー

シップ、引っ張って行ってあげてほしいもんだなと

軌道に乗るまででいいです。足寄町は、特に隣町と違っていわば所有する町有林も、もう本別町、陸別と合わせたってまだ足寄町が一番多いわけですから、それだけに仕事の負担というも課せられるわけですから、他町がこうだから足寄もそうすれとまでは言いませんけど、何とかこの助け船で軌道に乗るまで、御苦労だけど今回のこの一つの若手勉強会というのかな、そうですね、これ若手勉強会って書いてくる、名称はまだ決まってないんですけど、これは銀河グループでも何でもいいです、そのうち立派な名前つけてもらって、やはりそれまで町が少し手助けしてあげてほしいなと思うんですけど、その辺はちょっとどうですか。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

井脇議員さんおっしゃるとおり、うちの方も本別、陸別町の実態もちょっと把握してるものですから、この中でやはり足寄町におきましても、今後におきましては、十勝森づくりセンターの足寄事務所等の協力を得まして、林業後継者育成等について積極的に検討してまいりたいと考えております。

それで事務局の関係につきましても、本別町も町でやってるということでございますので、この事務局体制につきましても前向きに検討しながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常にこのグループを一つの、先ほどの製材工場の協同組合式も同じなんですけど、一つの組織をないものから形をつくるということは、これは大変なことなんですよ。

大きい小さいは関係ないもんです。100人も5人も一つの組織には変わらないんです。根底には意義は何かということをしっか

りとやはり皆さんに理解してもらわないと、なかなか長続きしないということになると思うんです。

そういう中で、今この足寄というのは、本当に町長みずからが、先ほども申しましたCO₂の削減ということで、カーボンオフセットということに加盟されてプロ野球と協定されたという本当にいい話題、これも評価されるとこなんですけど、ただ、これはある意味においては、外面だけのパフォーマンスだけではやっぱり困るということなんです。

この地元の足寄町がもっともっと、このカーボンオフセットだって、根底には林業の、地域林業の振興目的ということをこれ書いてあるわけですよ、やっぱり。ですからこの自分の足元がおろそかにならないような、そのあり方というものをきっちりと押さえていただいて、何とかこの林業の町足寄というものを一層整備していただきたいというふうに思ってます、最後に総括的な町長の力強い御意見をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思いますけど、お願いいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） いろいろな提言も含めて議員からお話がありました。私も本当にそのとおりだなと思う部分がたくさんあります。

中にありました21世紀北の森づくり事業のことも、しっかりと北海道の方に要請もすべしという御提言もいただきました。実は私、たしか3年ぐらい前ですかね、陸別町長さんの後、十勝の造林協会の会長という役職も仰せつかって、仰せつかったときに実はこの3ヘクタールという問題が出てきたんでございます。

これはその背景何かといいますと、御案内のとおり北海道財政も大変厳しいという中で、これは数年前からこの事業廃止しますよという流れできたやつが、これはやっぱり全道の造林関係含めて、関係機関含めて、何とかこれは大事な制度だから残してくれとい

う、本当にある意味総力を結集して要請行動をやった結果、そのときの状況として、道内の山からどんどんどん原木が流出をしてしまったと、それに伴って造林の方が追いつかないという状況で、平たい言い方すれば、はげ山がふえてきたということもあって、そんなことも相まって、北海道としても苦渋の決断をしたのかどうか分かりませんが、継続をするということによって決定がされた。

ただし、その中で議員御指摘のとおり面積要件がついてしまったと、3ヘクタール以内ということがついてしまった、これはやっぱり大きな足かせでございます。

実は私の立場も正直言ってないなというふうに思って、これはもう厳粛に受けとめざるを得ないんですけれども、この事業の窓口は森林組合でありますけれども、実は今年度、当然当初では取りまとめをして道の方にもその旨上げて、足寄町の割り当てもあったわけでありまして、ここで大きな執行残を出してしまっているというこんな状況もあります。

そういう意味では、十勝の造林協会長という立場の中で、さらにこの制度改正も含めて、あるいは足寄町のこういう執行残を、大きな執行残を出してしまったという現実も含めて、なかなかつらい立場でありますけれども、しかし、大きな意味で林業の活性化という意味では、これは必要な事業だというふうに思っていますから、私の立場も含めてそのところは要請するものはしていきたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

それから、あとは総括的に林業グループの育成等々も含めて、あるいは足寄町のさらなる林業の振興ということも、いろんな御提言をいただきました。

私も思っているところは同じ思いでございますので、引き続き微力ながら足寄町の森林の資源を生かしたまちづくりに少しでもつなげていきたい。

当然これを振興することによって、やはり同じ公共事業でも、山についてはやはり雇用の場の確保にも大きな役割を果たすというふうに考えておりますから、引き続きまた最大限努力をしてまいりたいというふうに考えてますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、4番井脇昌美君の一般質問を終えます。

延会の議決

議長（吉田敏男君） ここでお諮りをいたします。

本日はこれで延会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

延会宣告

議長（吉田敏男君） 本日は、これで延会といたします。

次回の会議は、3月11日午前10時より開会をいたします。

午後 3時13分 散会